

第五十八回 参議院内閣委員会會議録第十一号

昭和四十三年四月十六日(火曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

四月十日

大森 久司君 補欠選任 柴田 榮君
山本 杉君 館 哲二君

四月十二日

菅野 儀作君 補欠選任 大森 久司君
山本茂一郎君 栗原 祐幸君
片山 武夫君 向井 長年君

四月十三日

菅野 儀作君 補欠選任 山本茂一郎君
大森 久司君 菅野 儀作君

四月十五日

向井 長年君 補欠選任 片山 武夫君

出席者は左のとおり。

委員長 井川 伊平君
理事 石原幹市郎君
八田 一朗君
伊藤 顕道君
山崎 昇君

委員

菅野 儀作君
山本茂一郎君
前川 且君
多田 省吾君
片山 武夫君

國務大臣 田中 龍夫君
國務大臣 龍夫君

政府委員

國務大臣 増田甲子七君
人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務総局職員局長 島 四男雄君
総理府人事局長 栗山 廉平君
総理府恩給局長 矢倉 一郎君
防衛施設庁長官 山上 信重君
防衛施設庁総務部長 財満 功君
防衛施設庁施設部長 鐘江 士郎君
防衛施設庁建設部長 竹内 政樹君
労働省労働基準局長 村上 茂利君
労働省安全衛生局長 大野雄二郎君
事務局側 常任委員会専門員 相原 桂次君

本日の會議に付した案件

○国の防衛に関する調査 (米軍の演習場に関する件)
○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る十日、大森久司君、山本杉君が辞任され、その補欠として柴田榮君、館哲二君がそれぞれ選任されました。

○委員長(井川伊平君) 国の防衛に関する調査のうち、米軍の演習場に関する件を議題といたします。関係当局から御出席なされました方は、山上防衛施設庁長官、鐘江施設部長、財満総務部長、竹内建設部長、以上の方々でございます。

○伊藤顕道君 私、群馬の太田大泉米軍飛行場返還問題に関連するところの水戸射撃場、ひいてはいま問題になっております新島射撃場、こういう一連の問題について、三お伺いしたいと思います。

まず、いままでの経緯についてですが、赤城さんが防衛庁長官の時代に、年号を言いますと三十四年から最近まで約十年間、私は当委員会で大田大泉飛行場返還問題を中心に、早急に返還すべき旨を主張して、政府を追及してまいりました。御承知のように、太田大泉米軍飛行場は、太田大泉地区が首都圏の整備法で付近一帯が工場地帯に指定されておること、そういうことも推進力となつて、群馬百六十万県民は強力な返還運動を展開してまいりました。赤城防衛庁長官から現在まで約十年間たつておるわけですが、その間に防衛庁長官はもう十代もかわつておるわけです。それからちょうど十代になると思つておるわけですが、歴代の長官はこの国会の場で私に公約してまいりました。期日を明確にして返還すべき旨を公約してまいりました。たとえば当時の赤城さんは、三十四年の十二月です、たしか三十四年の十二月の当委員会、おそくも明春三月までには返還できるようにするという公約をされたわけですが、三十四年十二月で明春ですから、三十五年の三月のごらまでには返還できるようにすると、こういうふうに公約されたわけですが、

下、江崎、西村、藤枝、志賀、福田、小泉、松野、上林山と、それと現在の増田、こういう各長官にかわつたわけですが、こういう問題がいまなお未解決のままにあるわけです。

で、太田大泉の地元住民としては、もう返還になるだろう、返還も近いからというところで、返還後の準備をとり進めておつたわけです。工場誘致も進めておつた。ところが待てど暮らせど、さっぱり返還ならぬので、約束した工場も他にかえ地を求めて移動するとか、物心両面にわたつてはかり知ることのできない損害をすでにこの長い間受けてきたわけです。

そこで考えなければならぬのは、一國の責任ある大臣が、しかも国会の場で公約したことが、こういう長い間たつてもいまだ解決をしておらぬということについては、大きな問題があるかと思つておる。これは、ことばをかえて言えば、行政の府が立法の府を軽視したことになるわけです。そのそしりは免れぬと思つておる。そこでそういう経緯を経ながら、水戸射撃場についても、隣接する東海村に原子力研究所ができたような事情も出てきましたし、また、米軍機の誤射、誤爆、こういう問題が相次いで国会でも問題になっておる。これは何とか移さなきゃいかん、そういう気が配がほうはいて起きてきたわけです。そういうような経緯から、一昨年、いわゆる四十一年の六月末の長官と米軍のプレストン中將との間の日米共同声明が発表されたわけです。そこでも共同声明も出たし、米軍も長い間拒否し続けてきた代替地を了解したということ、もう地元では返還も近いであろうということ、大車輪に返還後の諸準備を取り進めてまいりました。しかしながら、それからすでもう二年を経過しているわけでありすけれども、依然として事態は動いていない。しかも最近の新島の情勢を見ますと

と、なかなかもって容易ならざる様相を呈している。地元の強力な反対、東京都をはじめ十五都県にわたる漁業組合連合会が猛烈と反対をしており、政府の一部でも反対をしている。こういうことで、この反対を説得するのに、もう相当時日を要するのではないかとというような要素も含んでいるわけだ。

そういうことで、ここで伺いたいのは、こういう障害が山積していることを、防衛庁、特に当面の責任は施設庁ですから、どういふふうに受けとめたのか。共同声明、そして米軍のいわゆる条件ですね、どんな気持ちで受けつけたのか、何とかなるという軽い気持ちでやったのか、これは一言にして言えば、新島の射撃場はどういふ実現しそらないわけです、こういう悪条件がそろっておられますから、ここに問題があるかと思えます。そういうような条件は前からわかっておったわけですから、共同声明で返還近しと見た向きもございませうけれども、私はその当時から指摘したように、これは容易ならざる事態になつてきたというところで、その返還実現を危ぶんでおったわけです。一体政府はどういふふうにか考へたのか、その真意のほどをこの機会に伺っておきたいと思つてます。

○政府委員(山上信重君) 太田大泉飛行場の返還につきましては、ただいまお話のありましたように、昭和三十四年ごろから非常に強い御要望もございまして、政府といたしましては、米側との問題についていろいろ折衝もいたし、意向も尋ねただしてきてまいりましたのでございませうが、アメリカ側は、これは代替地を提供するというところであるならば返還することができるといふような意向でございまして、その返還のために必要な代替地というものをいろいろ検討いたしました。いろいろは渡良瀬川の地域等もいろいろ調査検討した時代もございました。まあこれらの点につきましては、先生のほうが御存じだと思つてますが、それぞれこれらの地域につきましてはいろいろ難点

がございまして、どうしても実現することは、これはできないというふうな結果に至つたのでございませう。その後、いろいろ検討もいたしてまいつた結果、御承知の、昭和四十一年の六月に、松野・プレストン共同声明におきまして、水戸の射撃場が新島に移転せられました場合は、太田大泉飛行場の代替として水戸の現在の地域の一部を使用するというのが了解せられたのでございませう。この水戸の射撃場の移転につきまして、これはまた長い経過をたどつてまいつたのでございませうが、御承知の衆参両院の科学技術振興対策特別委員会等におきます決議もございませうし、また原子力施設等の近隣にございませうという特殊事情もありまして、同じく水戸の射撃場の移転というものを折衝いたしてまいつた結果、ただいま申し上げたように、いろいろ結果また候補地をさがしましたが、むずかしい条件がございまして、どうしてもほかにない。新島に、この南端の地区を中心とする施設が取得できるならば、水戸の代がえ地として取得可能である、米側も応じ得るといふことになりました。したがつて、水戸の射撃場も移転できる、かつまた太田大泉の長年の懸案でありました問題もこれによつて解決できるといふことで、この共同声明が受けとめられたのでございませう。

この共同声明におきましては、米側から、しばらく新島の南端に射撃場を設置するとして、その際米側が受諾し得る条件というものの技術的な検討をやつて、それを日本側に提示するということが相なつておつたのでございませう。その技術的提案が、いろいろこちらにも意見を申しましたが、最近に至りまして米側の提案がなされてまいつたのでございませうから、これを関係機関にお示しをして、そしてこれから関係機関と十分協議もいたし、また地元ともいろいろ御意見も伺ひ、御協議もいたし、そしてこれが実現できるようにいたしたいとわれわれは考へておるわけでございます。ただいま、関係の向きなり、地元あるいは漁業協同組合等に相当反対の御意向もあるように承つて

おります、これらにつきましては、十分に事情を御説明いたし、そして皆さま方の御同意を得た上で、この長年の問題が解決できるようにいたしたいと、われわれは考へておる次第でございませう。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、新島に射撃場がもしできるといたしますと、その建設に伴う障害が山積しておるわけですが、その主要なものについて二、三お伺いしたいと思つておるわけだ。まず第一点として、米軍の過大な要求という点に對して、施設庁としては一体どう対処しようとしておるのか。特に土木工事ですが、たとえば、アメリカ側が新島の南端の端々地区に設けようとする標的の地区については、大体標高百メートル近くもあるそうですが、厳格に言うとうと九十九メートル余でしょう。それを約十五メートルの高さに削るためには、それだけで約四十億の巨額な費用を要する。しかも三カ年の期間がかかるであろう。こういうきわめて難工事であるわけだ。それだけではないわけだして、その一例をあげると、そのことについてどういふことが言えるわけです。結局、百メートルに近い断崖を十五メートルの高さに、平地にならせようという要求をわれわれ日本人として見た場合、これはもう言語道断、まことにむちゃな要求ではないかということ

が言えると思つておるわけだ。あとで申し上げる、この地区は最近、従来国定公園であつたものが国立公園になつたわけですが、この断崖があればこそ、それが風景美の一要素になつておるわけだ。それがもうめっちゃくちゃになるわけだ。それは後ほどお伺いいたしますが、そこで、ここで伺いたいのは、米側はまさしくそういう要求を出しておるようですが、施設庁はこの要求に對して一体どう対処するの。こういうことをまずお伺いしたいと思つておる。

○政府委員(山上信重君) 土工事の問題でございませうが、これは従来、水戸の射撃場は、土地の面積が約千三百万平方メートルという広さでございませう。これに對して、新島の端々地区を中心とす

る面積は約二百万平方メートル、大体六分の一程度というところで、当初からそういう線話をしておつたのでございませうが、水戸におきましては、陸地が相当広いということ、この演習が、いろいろ安全性あるいは低空からの訓練等が、陸地の広さということによつて補われてまいつたのでございませうが、今回の場合は狭い地域で演習せよとならぬと、しかも海上から訓練をするということ、この安全性ということがきわめて大事なことになるのでございませう。海の上にいきなり九十、百というふうな高さのものが突出しているというところはきわめて問題が——全然不可能ではございませうが、危険性が伴うというので、これをどうしてもある程度低くしてもらいたい、米側の最も希望するところでは、十メートルないし十五メートル、その範囲内ではほしいというふうな希望もございましたが、いろいろ話し合ひました末、ただいまのところでは、二十数メートルというところの高さでひとつ飛行試験をしてみ、よければこれでまんじょうというところまでできた次第でございませう。地域の性質上、地域が狭い、あるいは安全性というための必要から、このような要求が出たものと思つてございませう。これにつきましては、ある程度どうしてもやむを得ないのではないかと。これによつて工期が相当かかるし、また金も相当かかりますが、これは大きな目的を達するためには、ある程度のそういう作業も考へなければ、直ちにいまのままではございませうが、簡単にはまいれない。そういうふうな結果がただいま提案されたような技術的提案の内容になつておる次第でございませう。ただ、これらにつきましては、これで最後であつて、もう一切動かさぬということもわれわれは考へておらないのでございませう、今後またいろいろ話し合ひの上で適正なところに落ちつけるようにいたしたいという希望は持つておる次第でございませう。

○伊藤道君 いま御答弁の中で、米軍は二十数

る面積は約二百万平方メートル、大体六分の一程度というところで、当初からそういう線話をしておつたのでございませうが、水戸におきましては、陸地が相当広いということ、この演習が、いろいろ安全性あるいは低空からの訓練等が、陸地の広さということによつて補われてまいつたのでございませうが、今回の場合は狭い地域で演習せよとならぬと、しかも海上から訓練をするということ、この安全性ということがきわめて大事なことになるのでございませう。海の上にいきなり九十、百というふうな高さのものが突出しているというところはきわめて問題が——全然不可能ではございませうが、危険性が伴うというので、これをどうしてもある程度低くしてもらいたい、米側の最も希望するところでは、十メートルないし十五メートル、その範囲内ではほしいというふうな希望もございましたが、いろいろ話し合ひました末、ただいまのところでは、二十数メートルというところの高さでひとつ飛行試験をしてみ、よければこれでまんじょうというところまでできた次第でございませう。地域の性質上、地域が狭い、あるいは安全性というための必要から、このような要求が出たものと思つてございませう。これにつきましては、ある程度どうしてもやむを得ないのではないかと。これによつて工期が相当かかるし、また金も相当かかりますが、これは大きな目的を達するためには、ある程度のそういう作業も考へなければ、直ちにいまのままではございませうが、簡単にはまいれない。そういうふうな結果がただいま提案されたような技術的提案の内容になつておる次第でございませう。ただ、これらにつきましては、これで最後であつて、もう一切動かさぬということもわれわれは考へておらないのでございませう、今後またいろいろ話し合ひの上で適正なところに落ちつけるようにいたしたいという希望は持つておる次第でございませう。

メートルのところまで譲歩したかのごとき御答弁があつたわけですが、聞くところによると、米軍は、一応二十数メートル近くまで削つていつて、その時点でこれなら安全性が保てるという場合にはそれで了承しようけれども、そのとき危惧の念を持てば、さらに削り取られるというので、いま御答弁になつたのは決定的ではないというふうに理解せざるを得ないわけです。ともあれ、いまベトナム戦についても戦局は和平の方向に向かつておつて、世界あげて和平の機運が強いわけですから、こういう機運の中で、ここに射撃場をつくるという事は、これはもう、こ

とばをかえて言えば、米軍の戦争準備のための施設ということが言える。そのためには四十億という—それだけで、がけを平たんにするだけで四十億、三年も、何年もかかると、そういう実に難工事ですね。この難工事をここでやるといふ、こういう要求を、いま御答弁によると受け入れざるを得ないであろうと、そういうお考えのようですが、これはきわめて問題のあるところだと思ふんです。

これはもう御承知のとおり、日本の国はこういう狭いところに一億の国民がうごめいておつて、どこへ行つても山だらけ。なかなかもつて米軍の要求を一〇〇%受け入れるような軍事施設は不可能に近いと思ふんですね。まあ一番いいのは、アメリカへ帰つてやれば、アメリカならもう膨大な高原、平原を持つてゐるわけですから、それが一番いいわけですが、これはきわめて言つても、とにかく日本にとつては、そういう米軍の要求をいれることはきわめて不可能に近い問題ではなからうかと思ふんです。それをたんと引き受けるようなことになると、これは容易ならざる事態にならうかと思ふんです。関係するところはきわめて大きいわけですね。いまはただ単に米軍の過大な要求の一点にしばつてお伺いしておるわけですが、後ほどお伺いするいわゆる水域の問題、あるいはまた観光開発の問題、地元の反対等と、そういうことをあけてくると、実に大きな問

題にならうかと思ふんです。

そこで、アメリカ側としても、ただあくまでも軍事施設一点ばかりでそれをがむしやりに通そうとする、いまのような過大な要求になるという事です。日本の国情、現代の世界の動き、そうしてまた国民感情、こういうことをあわせ検討して、米軍としても十分そういうことを、高い次元に立った配慮があつてしかるべきだと思ふわけです。そういうことについて、施設庁としては一体どう考えておられるのか。今後の交渉にもそのことを頭に置かないと交渉できぬわけですが、ただ向こうの言いなりにならぬで、こちらもそういう事情を特に強調する必要はあるのではなからうかと、こういう観点からお伺いしておるわけですか。この点どうですか。

○政府委員(山上信重君) たいへんごもつともなお説だと思ひます。ただいま私が申し上げましたのは、米軍側と折衝しました経過と、その米側の事情を申し上げた次第でございます。当初十メートルといった希望を持つておりました、それらにつきまして種々工法の工事の問題等につきましても、あるいはその他の問題につきましても、実情に合うようにといわれわれの意見も、米側におきましては現在まで相当取り入れて、今日提案がされてきたものではございません。しかしながら、先ほど申し上げましたように、これらにつきましても、なお今後工期あるいは予算等の関係もございませぬので、私もこれは最終的でなければならぬというふうな考えでは必ずしもなく、今後、米側ともさらに関係方面の御意見もお伺いした上で、折衝を続けて詰めてまいりたい、こういうふうにご考慮願ひいたします。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、第二の障害である、いわゆる海上水域の制限についてお伺いしたいと思ふのですが、新島の近海はカツオとあるいはサバ、こういう面の非常に豊富な漁場ということがすでに定評になっておるのです。遠くは鹿児島あるいは青森、そういう遠くからも漁船が出漁しておるのが現状だと思ふのです。その

上米側は、新島には水戸の約六分の一、百九十八平米しか陸上面積が取れないことを理由にして、海上訓練のため出漁を禁止する制限水域については、水戸の約三倍の三百平方キロ、こういうものを要求しておると思ふのです。この三百平方キロのうち、約百平方キロは常時制限水域とする、約二百平方キロは使用制限水域とする、こういうふうな要求であるかと思ふのですが、この要求はそのとおりかどうかということ、いわゆる新島南端から南にはミサイル射撃場の制限水域があるわけですね。それは以前にもだいたい反対闘争で世間を騒がした問題ですが、これは年に二十日程度の使用禁止という制限もありますけれども、いずれにしてもそういうことをあわせ考えたとすうか、こういうことが言えると思ふのですが、これも施設庁長官の先ほどの答弁から推すと、米軍の利益のためなら日本漁民の犠牲はやむを得ない、こういうふうにご考慮願ひたいのかどうか、もしそうだとすると、日本の防衛施設庁は、一体日本の官僚かどうかということまで問題が出てくると思ふのですが、この点いかがですか。

○政府委員(山上信重君) 水域の制限につきましては、ただいま提案されております技術的提案では、いまおっしゃいましたように常時制限水域と—常時と申しましたが、必ずしも四六時中という意味ではございませんで、訓練時間がございませぬから、その訓練時間以外の夜であるとか、あるいは土曜、日曜というような時期は、これは別に制限は課せられないと思ひますが、一応それ以外の普通の場合は常時制限を受けるという意味の常時制限水域、それが百平方キロぐらいになります。それからそのほかに、使用するときには事前の通告によつてのみ制限すると、これは年間そう多くなく、たいていの場合には航行や、あるいは漁業も可能だと考えられる地域が約二百平方キロというものが、ただいま米側の提案内容でございませぬ。これらにつきまして漁業者に与える影響がも

ちろん非常に大きいものと思ひます。

新島射撃場設置の際もいろいろございましたので、われわれもいたしましては、これらの地域が、これまた、これが最終的な広さだと必ずしも考えておりませんので、今後皆さま方の御意見を伺つた上で、これらについてはさらに米側とも折衝いたしてまいりたい、というふうには考えております。しかしながら、ある水域というものが、どうしても陸上面積が狭くなつておるから、この安全性のために、相当広い水域が必要であるというところは考えなければならぬと思ふのでございまして、これに伴います漁業者の受ける影響ということも当然考えなければなりませんので、これらにつきましても、十分また漁業組合その他とも御相談いたしまして、その受ける影響を極力少なくするように当然配慮するのはもちろんでございます。適正な補償をまあ十分に考慮いたしたいし、また受ける漁業者あるいは組合等が、それだけで生活が立っていかないというような場合に、これらに対しましてわれわれの基地に関する—一昨年でございました基地周辺整備法という法律を通していただきました。この法律の趣旨は、周辺の関係者に与える影響を少なくするというのと同時に、民生の安定を十分にやるということでございます。いま、この法律の趣旨は、周辺の関係者に与える影響を少なくするというのと同時に、民生の安定を十分にやるということでございます。いま、この法律の趣旨は、周辺の関係者に与える影響を少なくするというのと同時に、民生の安定を十分にやるということでございます。

○伊藤道君 施設庁として民生安定を考慮しておられることは、たいへんけっこうなことですが、これは口では民生安定と言つても、先ほど来指摘申し上げておるこの水域、しかも三百平方キロのうち百平方キロについては常時制限水域になつておるといふところにも問題があるわけですが、これは東京都をはじめ遠くは鹿児島、青森、そういう十五都県の漁業組合連合会がこの水域に出漁しておるわけですね。その年額として水揚げ高は大体百億だといわれておるわけですが、そうだとすると、そういうものを脅かして、なおかつ民生安定

がはかれるかどうか、そういうところに大きな問題があるかと思ひます。百億の水揚げとなると、漁民にとっては死活問題であることは言うまでもないと思ひますが、これはなかなかかちつて民生安定をはかるのか、これはなかなかかちつて容易なわざではなからうと思ひますが、何か別にいい方法でもあれば別ですが、そういう水域を制限して、なおかつ民生安定がはかれようかというところに大きな疑問を持たざるを得ないわけなんです。それは口で民生安定と言ひのはやさしいです。実際にこの水域を妨害するわけですから、なかなかかちつて容易な問題ではない。なまやさしい問題ではないと思ひますが、この点どうですか。

○政府委員(山上信重君) 関係水域が相当広くありますれば影響するところも大きいので、これらにつきましてもどういふ方法にするかということ、今後漁業者あるいは漁業組合等とも十分御相談の上で必要な方法をとつてまいりたい。生産性を高めるような施設等につきましても考慮いたさなければならぬ。また、単に金で補償するといふようなことでは済まないと思ひますので、むしろそういうふうな施策を今後いろいろ御相談申し上げた上でやつてまいりたい。

なおお考え方の細部につきましては、施設部長からお答えさせていただきます。
○政府委員(樋江士郎君) この新島の周辺で相当漁業の皆さまが影響をこうむるのであらうということは、現在考へておられますこととございしますが、具体的にはからばこの民生安定事業としてはどういふことを考へておられるかということとございします。現在私どもが考へておられますのは、先ほど長官がお答えいたしましたとおり、一昨年制定された防衛施設周辺の整備等に関する法律、これ先方も十分御承知だと思ひますが、第四条を適用いたしまして、相当この漁業の皆さまには事業経営に影響があらうと思ひます。したがいはまして、この漁業の損失に対する補償ということ、これはもちろんでございしますが、具体的にこの事

業経営に及ぼす影響をカバーするためには、無線の取り付け、四条は漁業用の施設という項目があつたことは、これは十分先生も御承知だと思ひますが、この漁業用施設といたしまして無線を取り付ける、あるいは指導船の建造について国が、防衛施設庁が助成措置を講ずるか、あるいは最近近は冷蔵庫あるいは加工所、こういったものにつきましても積極的に補助金を交付するといふようなことも考へておられます。したがいはまして、今後この新島でいろいろの影響を受けるといふ場合に、具体的にどういふものがよろしいかといふようなことは、各漁業組合の皆さまとも御相談の上積極的に実施していきたいと、かように考へております。

○伊藤道君 次にお伺ひしたいのは、観光開発に大きな障害があるという点です。申し上げるまでもなく、新島のある伊豆七島は従来国定公園でありましたけれども、最近国立公園に格上げされておられるわけです。そういうことで、今後観光客も激増するであろうことは容易に予測されるわけですが、その国立公園のどまんな中に危険な射撃場があるなどというところは、常識をもちつてはちよつと考へ得られないと思ひますが、そういうふうな観点から、同じ佐藤内閣の厚生省では反対の意思表示をされているといふふうには新聞は報道しております。この点は一体どうなのか。

○政府委員(山上信重君) いまお話しのございましたように、端々地区につきましては、国立公園地域の中に包含されておるのでございします。この関係につきましては、関係の厚生省とも十分御相談した上で、われわれの考へたといはしましては、観光開発にできるだけ支障のないように、公共の福祉になるべく差しさわりのないようになつてほしい。どういふふうには具体的にやるかといふような問題は、今後厚生省あるいは関係の向きと十分御相談の上で協議してきめてまいりたいと、こういうふうには考へておる次第でございします。

豆七島の上空が民間航空機の主要なルートに現在なつておられるわけですが、将来から新島に射撃場ができたとなると、米軍機が厚木、横田などから新島に向かわなければならぬ。そういう場合にそのルートがどうなるのか。それはまだはつきりしてませんから今後の問題ですが、しかも仮定でありますから深く追及いたしません。これは大いに問題のあるところであらうかと思ひます。同じく海上の航路についても、そこに射撃場ができたことによつて、商船などはどのように迂回せざるを得ないかという問題も当然出てくると思ひます。これらの問題について、一施設庁としてはどのように考へておられるのか。

○政府委員(山上信重君) 民間航空との関係あるいは海上航路との関係につきましては、これまた現在にありましますものとの調整が当然必要だと考へる次第でございまして、これらにつきましても、何ぶん技術的提案がなされて、各省に協議を始めたばかりでございしますが、これから十分に御相談いたし、必要な調整をはかつてまいりたいと、かように考へておる次第でございします。

○伊藤道君 その御答弁でこちら了承して次に進むという意味ではなく、時間的に制約がございしますので、問題を保留して次の問題に入ります。いろいろ障害があつて、その二、三の問題について指摘申し上げましたけれども、何といつても最大の障害は、地元を中心とする強力な反対があるといふこと、これはもういなめない事実だと思ひます。射撃場の予定地である端々地区の台地はほとんど村有地だと思ひます。村有地であつて、その台地の所有者である村会では、再三反対の決議を上げておられるかと思ひます。これを押し切つて建設するといふことになると、これはきわめて非民主的で、問題がますます大きくなるかと思ひます。で、おそらく、こういうことをお伺ひすれば、いや防衛庁は時間をかけて説得するといふふうには答へるであらうと思ひます。けれども、なかなかかちつて一年、二年、三年、四年で

す。その点一体どういふふうには考へておられるのか、この点をお伺ひしておきたいと思ひます。
○政府委員(山上信重君) 端々地区が村有地でもございしますので、これは当然新島村当局に御協議をいたさなければならぬことは当然であると思ひます。そこで、ただいま新島村におきましては、この受け入れにまつて反対の空気があつたといふことも伺つておられますが、この射撃場の必要な現段階におきまして、われわれといたしましては、新島村とよくお話し合ひをいたしました。十分な御理解と御協力を得た上で実現をはかつてまいりたい。決して強行するといふような感覚でございせんが、十分に村当局と今後話し合ひをしましてまいりたい、かように考へておる次第でございします。

いうような点について、施設庁としては一体どう
いうふうな受けとめ、考えておられるのか、この
機会にお伺いしておきたいと思うのです。

○政府委員(山上信重君) 道路に対する入り会
権の訴訟の経過につきましては、いまお話のあつ
たように、第一審で一部敗訴をいたしておるの
でございますが、これにつきましては、たゞいま
村当局と共同で控訴中でございます。村当局の
意向をいたしまして、これは絶対に勝訴できる
という意見でもございまして、われわれとして
も、そのような考えのもとにこの訴訟は処理して
まいりたいというふうな考えておる次第でござ
います。

一方、たゞいまお話のありましたような反動的
な空気があるということも承知はいたしておりま
す。先ほど申し上げましたように、水戸の射
撃場あるいは太田大泉のこういった演習場の代替
施設として、一体どういうところが得られるのか
ということを検討いたしますと、この横田ある
いは厚木からおおむね二百キロ以内というよう
な地域で代替施設をさがすすれば、ほかをどこを
さがしても、いまのところ適当な候補地がないとい
う現状でございますので、われわれといたしま
しては、それらの点を十分に今後趣旨を説明いた
し、また、御理解、御協力を得て、この実現をは
かるように努力いたしたい、かように考えておる
次第でございます。

○伊藤道君 もしこの新島に射撃場が建設さ
れると、まあ仮定ですが、そういう仮定に立つ
と、米軍は将来ナバーム弾とか五百ポンドの爆
弾、こういうものを使って実射をするという、そ
ういう意向があるやに聞いておるわけです。そ
の点については、施設庁としてはどういうふう
に把握しておられるか、この際お伺いいたしま
す。

○政府委員(山上信重君) 新島におきます訓練の
態様につきましては、われわれといたしましては、
現在水戸において行なわれておるものとそう大差
ないものになるだろうというふうに理解いたして

おります。ただ、この細部につきましては、今後
米側とも十分に協議してまいりたい、こういうふ
うに考えておる次第であります。

○伊藤道君 この問題は深く追及しても、施設
庁がそう答弁すれば、将来の問題ですから、ここ
でわかに結論は出ないわけですね。これは将来
重大な課題となるかと思うのですが、たゞ米軍
が、一たん新島の射撃場ができると、これは米軍
の権限内に入るわけですから、ナバーム弾を使
おうと、五百ポンドの爆弾を使おうと、これはもう
日本なんか、防衛庁とか施設庁なんか、全然問題
にしていないでしようから、どんどん強行する
であろうことは容易に推察できるわけです。これ
は推察の時点です。そういうふうなところであなた
のほうでやられないようにすると言ったところで、
今後の問題ですから、これはまた課題として将来
に残すこととして、さて、米軍側がどのように新島
の百メートルの断崖を十メートル、十五メー
トルに削れなどというそういう一連の課題は、こ
とばかえて申し上げますが、これはあまりにも誠
意のない話ではないか、米軍側にほとんど水戸射
撃場を返還しようとする誠意があるのかないのか
ということが疑われてくるわけです。この点、施
設庁としてはどう考えておるか、伺いたい。

○政府委員(山上信重君) われわれとしては、米
側の誠意を疑っておりません。米側といたしまし
ては、水戸にかわる施設を提供してもらえれば返還
するということはずっと申し上げておりましたし、
四十一年の共同声明もございまして、その線に
沿っていままで技術的提案についても検討を重ね
てきたというふうに考えておる次第でございます。
ただ、しかしながら、これらの問題につきま
しては、なお今後いろいろ折衝をし、そして何と
か国民の皆さんの御納得のいけるような線まで
の努力をいたしたい、かように考えておる次第で
ございます。

○伊藤道君 まあアメリカ一辺倒の政府の立場
からすると、誠意がないではないかと言えば、誠
意がございませぬとは言えないでしよう。した
がって、この問題は深追いはいたしません、結
局以上申し上げたように、断崖の地ならしと
か、あるいは十五都県にわたる漁民への補償、あ
るいは射撃場の補助施設としていろいろなもの
が必要であると思えます。米軍には連絡用の飛行
場をつくらなければならぬでしよう。また波止
場もつくらなければいかぬでしよう。そういうも
のを合算すると、大体百億以上になるであろうと
いうことを聞いておるわけですが、その点は一
両方合計すると、おおよそどのくらいの費用が
かかるのかどうか、これは責任ある答弁をいた
さたいと思えます。

そうしてこの問題は、たとえば百億と仮定し
て、この百億は、日本側の要請による移転である
ので、日本政府の全額負担にしろ、米側はそう
いうふうに解釈しておるかのごとく聞いておるわけ
です。これは、この点についても疑問を持たざる
を得ないわけですが、そこでお伺いしたいのは、
正確なところ、合計どのくらいかかるのか、これ
はもろろん予定でしようから、施設庁としては現
時点に立ってどのくらいかかる、それは責任を
持って御答弁をいただくこと、日本の全額負担
ということを了承しておるのかどうかというこ
と、この二点についてお伺いしたい。

○政府委員(山上信重君) 具体的な所要の金額に
つきましては、今後算定を詳細にいたさないと、
正確な数字ということは申せないかと思ひます
が、端々地区におけるところの土工事あるいは補
助飛行場、あるいはその他の観測所等、補助施設
を含めまして、全体でわれわれのいま予測してい
る金額では五、六十億ではないかというふうに予
測いたしております。なお、そのほかに漁業補償
の費用等が若干あるであろうというふうな考え
でございまして、これはいまの大体の想定でござ
いまして、必ずしも詳細な計算をいたしておりま
せん。これらにつきましては、関係の方々のいろ
いろ御意見を伺った上で、具体的な数字がまとま
らないと、詳細な数字が出てまいりませんので、

ごくラフな数字でございまして、恐縮でござい
ますが、あるいは今後もう少し進行いたした暁にお
きましては、詳細な数字が出てくるかと思つてお
る次第でございます。

なお、この数字、この金額は、すべて日本政府
が負担しなさいかぬかという問題でございませ
ん、いまもお話のありましたように、元来この移
転ということは、日本政府が水戸並びに太田大泉
の返還をするための一つのやり方として、ぜひ移
転してほしいというところで申し出たものでござ
いますので、この経費につきましては、日本政
府が、あるいは日本側が負担するのがたてまえ
というふうに考えておる次第でございます。

○伊藤道君 いまの二番目の問題についてで
すが、日本側が要請したから日本が当然全額負担
しなければならぬ、一応もつものように聞か
すけれども、たとえば百メートルの山を十五メ
ートルに削れという要求は、日本の要請ではない
と思ふんです。向こうの要求だと思ふんです。向
こうが過大な要求をしておる。それだけ考えてみ
ても不合理きわまると思ふんですが、日本が百
メートルの山を十五メートルに削らさしていただ
きたい、そしてこちらへ移つてほしいと、こう
いう場合には、あなたの答弁されたように、日本
側が全額負担せざるを得ないという理屈も成り立
つわけです。しかし、百メートルの山を十五メ
ートルに削れというのは、日本が要請したわけじ
やないでしよう。アメリカ側の要請でしよう。そ
ういう特別な要求、過大な要求をしておるわけ
ですね。それでもなおかつ日本が全面受け入れな
ければならぬのか、これは大いに問題があるところ
だと思ふんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(山上信重君) 水戸の代替施設をひと
つ出してもらわなければ返還できないということ
が当初からの話の内容になっております。した
がって、米側としては、水戸の代替施設として、
これならば受け取れる、これなら承諾できるとい
うものを当方で提供しなければならぬという意
味合いにおきまして、代替施設として受け取れる

ものとしては、新島のいまの山のままではいが悪い、削ってもらわなければ受け取れないというのが、米側の技術的な要求になっておりますので、内容は相当工事の量を伴いますが、筋合いからいってはやむを得ないのではないかと思っております。

なお、私どもの、この提案になるまでの経過におきまして、われわれが航空自衛隊等の協力も得て現地を調査いたしましたのでございますが、訓練場として使うには、あのままではいやむを得ないが悪い、どうしてもある程度削らなければならないかというので、これはやむを得ないのじゃないかというような技術的な判断をいたしておるような事情でございます。

○伊藤道君 施設庁長官も視察をしてるとおっしゃるけれども、いろいろお尋ねする私自体も、かつて新島上空を何回も巡回して、空中からつばさにその状況を視察しておるわけです。したがって、いかにあそこを平たんにするの難工事であるかということは、この目で確認しておるわけです。したがって、そういう観点に立ってお伺いしておるわけです。

さて、米側がこういうふうな、いろいろな障害があるものにもかかわらず、過大な要求をしてくる。で、施設庁がこれを受けて、かりに射撃場をここにつくったとしても、いま日本をめぐる世界の情勢は目まぐるしく変転しておるわけです。したがって、場合によると、そんな物騒なものをせつなくつくったけれども、そのでさがるころには、もうそういうものは必要なくなるというような事態もないという事は、だれも断言してないわけです。したがって、そういう事態もあり得るわけです。そういうことを施設庁としては考えたことがありますか。また、どういうふうなそういう世界の情勢というに目を向けておられるか、この機会に承っておきたいと思っております。

○政府委員(山上信重君) 非常にむずかしい問題でございますので、私が御答弁申し上げるのは適切かどうか分かりませんが、私なりの考えで御了

承いただければ申し上げたいと思っておりますが、ただいま、日本の安全保障のためには日米安保条約がどうしても必要であるという大前提に立って日本の安全保障を考えておるといふたてまえからいいたしますと、安保条約に基づくところの在日米軍の駐留ということが前提になっておる次第でございます。いま、これによって、この横田には米空軍が駐留いたしておる次第でございます。米軍の空軍の射撃訓練という事柄も、これはそういう施設がなければ、軍事力を維持するということもできないというふうに考えるのでございまして、したがって、ベトナム情勢の変化というようなことで世界の情勢は変わるといふしても、さうなたてまえが変わらない限り、私はそういう在日米軍に対する射撃場の提供ということが必要と当然考えなければならぬのじゃないかと思うのでございます。

なお、この射撃場につきましては、米側といましては、日本の航空自衛隊の共同使用も、これも差しつかえないという意見をとっているのでもございまして、それこれ考え合わせまして、これらの施設が将来直ちに役に立たなくなるといふうな現在考えは持っておらない次第でございます。

○伊藤道君 次にお伺いする問題は、防衛庁長官にお伺いしたい問題であります。さりとて施設庁長官としても、このことを踏まえておかぬとわからぬ問題でありますので、ごく簡単に伺いして、詳細は防衛庁長官御出席のおり、あらためてお伺いすることにいたします。

次に、お伺いしたいのは、防衛庁が、以上申し上げたようないろいろな障害が山積しておるにもかかわらず、特に施設庁としては、新島に射撃場を建設しようという意欲を燃やしておるのうに見受けられるわけです。これは一体どういうことなるのか。在日米軍が将来——これは仮定ですが、有事駐留、これは仮定ですから重ねて申し上げますが、有事駐留などの形になって、日本から撤退するという場合も想定できるわけです。将来

です。そうすると、国内情勢から見て、水戸射撃場を自衛隊がそのまま引き継いで使用するということはちよつと望めない。また東京から遠くない場所に自衛隊が独自で建設することもあまりに抵抗が多い。しかしながら、いま問題になっておるこの新島なら、もし米軍が撤退した場合には、そのままこれを引き継いで使用できると、そういう防衛庁に公算が、考え方があつたのではなからうかというところがここで考えられるわけです。あなたより、この際むしろ防衛庁長官にお伺いしたいのはそのところ、防衛庁全体としてですね。そこで伺いたいのは、こういうことに対する施設庁長官としてのお考えを、この際お伺いしておきたいと思つておる。

○政府委員(山上信重君) われわれは別に有事駐留になつた場合の措置として考えておるのではありません。在日米軍に提供する施設として、代替施設として新島は必要だというふうな考えで、ただいまいろいろ施策をしておると、こういう状況でございます。

○伊藤道君 そこで最後にお伺いしたいのは、この新島の射撃場建設については、地元をはじめ、以上指摘申し上げたような障害が山積しておるわけですが、さてその反対を説得するだけでも、先ほども御指摘申し上げたように何年もかかるというふうな難問題であらうと思つておる。したがって、この問題が解決して、さて建設というふうなことになるのに——もしもかりにそこまで好転したとしても、これは防衛庁から見ても好転しよう。われわれから見ると反対の立場です。から——そういうことになると、長い間、水戸射撃場については、誤射、誤爆事件があつて、国会の場で問題になって、そういうことも手伝つて、水戸射撃場を返還しなければならぬ、こういう問題に発展したわけですが、水戸射撃場も返還にはならない。そうなりますと、私は最終的な目標としてお伺いしている太田大泉米軍飛行場も、これも国会でのしばしばの公約にもかかわらず、これも実現されぬということになるわけです。そうだと

すると、これは繰り返して申し上げるわけですが、赤城さんから現在まで十代の防衛庁長官が、特に赤城さんから数代の長官は、この委員会でもしばしばに期日を明確にして約束されておるわけです。そういうことになると、これはこのままでやむやになつてしまふわけです。もし新島に射撃場ができて——そういう公算が強いわけですが、そうなる、国会で公約したこの太田大泉飛行場の返還の問題は一体どうなるのか、そういうことにまた戻らざるを得ないわけですね。で、太田大泉飛行場返還については、国会の従来の問題としては、新島に射撃場ができたなら太田大泉を返還する、そういう公約では決してなかつたわけですね。だから新島には太田大泉は関係なく返還されてしかるべきだ。ただ、防衛庁、特に施設庁の都合でただ新島を選んだわけですが、結局、太田大泉の関係者が新島がよからうといつて選んだわけではないわけですね。これは施設庁が選ばれたということになる。その施設庁の考えは非常に甘過ぎて、意外に大きな障害にぶつかつた、これは五年や十年でちよつと解決されそうもない、こういう情勢で現在あるわけです。結局いづれは説得いたします、補償もいたしますと言つたつて、その補償するに金はかかる、みんな税金で補償するわけですね。そういうことになると、これはもう五年、十年、解決しそうなわけですね。そうすると、繰り返して申し上げたように、それでは国会で公約された太田大泉の飛行場の返還は一体どうなるのか、こういう危惧を持たざるを得ないわけです。

もうすでに十年近くになつておるでしょう。正確には八年何カ月かですけれども、公約してから、それがいまだに解決しないというふうな事例は、日本の国会にちよつとないでしょう。私はこの問題を繰り返して繰り返してやるので、もうこの問題を出すと、またか委員の皆さんが苦笑される。事ほどさうに繰り返して繰り返してやってきました。解決しないから、政府が公約を実現すれば即座にやめるわけですね。まだやめ得ない。残念ながら繰り返して繰り返して約十年間この委員会がこの問題に取り組

んできたわけでは、これは世界の議会上を調べても、こういう事例はないと思うのです。一國の責任ある大臣が国会の場で約束したことで、これは食堂で約束したとか、廊下で約束したとかいふのと違ふ。この委員会の場で公約されたことですから。それが十年近くもたつていまだに解決しないといふことは、非常に問題があると思う。こういうことではないのか。これを要約すれば、最初も御指摘申し上げましたが、行政の府が立法の府を軽視しておる、無視しておる、そういうことにもつながるわけでは、きわめて遺憾千万だと思つておる。何はともあれ、公約を実現して、新島のいかにかわからず、この太田大泉並びに水戸の射撃場の返還については、政府はもとと真剣に取り組んでもらいたい。そんな見込みのない新島と取り組んだつて問題ならぬじゃないですか。結局、四十一年六月の共同声明なるものも、ほんの一個の隠れみのにすぎない。それで世間をごまかしたかのごとく、そういうふうな受け取れぬ事態になつておるわけでは、この点は防衛庁長官に重ねてお伺いするわけですが、施設庁長官として、そういう問題について、一体どういふ考えを持つておられ、今後どういふ決意のもとに取り組んでいこうとするのか。当面の責任者は施設庁長官あなたですから、あえてお伺いしておきたいと思ふ。

○政府委員(山上重信君) 太田大泉にせよ、水戸の射撃場を含めまして、これの返還を実現するためには、代替の施設を提供するということが、今日必要でございます。その代替の施設としていろいろ検討した結果、現在では新島以外にないといふのが実情でございます。それに伴う技術的提案が要約されてきた段階でございますが、これは私は、いろいろ御意見もあろうけれども、いままでよりは、一歩前進したと思つております。今後この問題につきましても、関係の皆さまとも十分御相談をいたし、御協議を申し上げなければならぬことは当然でございますが、われわれの問題について真剣に取り組んで、そうして皆さまの御意見、またそれらは十分取り入れて、そうして皆さまの御同意を得て、この実現をはかれるように最大の努力をいたしたいと思つておる次第でございます。

○委員(井川伊平君) 速記をとめてください。〔速記中止〕

○委員(井川伊平君) 速記をつけて。午前はこの程度とし、午後二時再開いたします。暫時休憩いたします。

午後二時九分開会
○委員(井川伊平君) これより内閣委員会を再開いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は、去る四日、予備審査のため付託されました。それでは、提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいま議題と相なりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置は、恩給年額の増額でございます。恩給年額につきましては、一昨年十一月、恩給審議会から当面恩給の増額は、緊急に措置するのが適当であるとの中間答申がなされた。政府といたしましては、この答申の御趣旨を尊重するとともに、六十五歳以上の高齢者、妻子である遺族、傷病者の置かれております立場を考慮いたしまして、昭和四十二年法律第八十三号により、昭和四十年に改定された普通恩給及び扶助料の年額を、その受給者の年齢に応じ、七十歳以上の者については二・八・五%、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の妻及び子については二〇%、六十五歳未満の者については、妻及び子を除き一〇%の増額を行なうこととし、

また、公務傷病者にかかる恩給につきましては、増加恩給及び七十歳以上の者が受ける傷病年金については二・八・五%、七十歳未満の者が受ける傷病年金については二〇%の増額を行ない、昭和四十二年十月から実施したのであります。

しかしながら、最近の経済情勢にかんがみまして、昭和四十三年度も恩給年額の改善を行なうのが適当と考えまして、昭和四十年法律第八十二号により改定された恩給年額に対する昨年の増額率二・八・五%のものについては三五%に、二〇%のものについては二・八・五%に、一〇%のものにつきましては二〇%に、その増額率をそれぞれ修正いたしました恩給年額の増額を行なうこととし、昭和四十三年十月から実施いたそうとするものでございます。

右の措置のほかに、恩給年額の増額措置に伴いまして、普通恩給についての多額所得者に対する恩給停止基準を改めるとともに、その他所要の改正をいたすことといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要でございます。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同のほどをお願い申し上げます。

○委員(井川伊平君) 以上で提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員(井川伊平君) 次に、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は、去る十二日、衆議院から送付され、付託されました。

なお、提案理由の説明はすでに聴取いたしております。それでは、これより本案の質疑に入ります。関係当局からの御出席は、田中総理府総務長官、佐藤人事院総裁、島職員局長、栗山総理府人事局長、大野労働省安全衛生局長、村上労働基準局長、以上の方々でございます。

○山崎昇君 政府から提案されたこの国家公務員の災害補償法の一部改正案についての提案理由の説明を見ますと、本年一月三十日付で人事院から総理府に対し、国家公務員災害補償法の一部改正について要望がございました。そこで総理府としてはその要望にこたえてこの法律案を提案をいたしました。こうなつておるわけなんです。そこで、人事院総裁に私がお聞きをしたいのは、国家公務員法の二十三条によりまして、人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に關し意見があるときは、その意見を国会及び内閣に同時に申し出なければならぬ。という規定があります。さらに国家公務員法の百八条を見ますと、第七七条の退職年金制度の項を受けまして、「人事院は、前条の年金制度に關し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることが出来る。」という規定になつておるわけでは、そうすると、人事院から総理府に対して改正についての要望があつた、国会については一言も何の言もない、そうすると、この国家公務員法の二十三条と百八条から関連をして、これは人事院としての意見なのか、単なる要望なのか。この辺をまず法律的な見解を聞いておきたいと思ふのです。

○政府委員(佐藤達夫君) なかなか鋭い御質疑だと思つておる。私どもの一般的な考え方は、われわれの考へておる法令改廃についてどうしていただきたいという願望を表現する方法は、実はいろいろあると思つておる。これはもう御承知のこととお思ひますが、したがつて、結論はその願望が聞き届けられればよいのでありまして、したがつて、そのときに適切な表明方法を採用してまいつておるわけでありまして、確かにいまの二十三条には、意見を国会、内閣に申し出なければならぬという非常に強い表現をしておりますが、これも一つの方法だと思ひますけれども、これは他の方法をも禁止したものとは思わぬと思つておるわけでは、

あります。ただいま御審議を仰ぎますこの今回の案のごときは、実はまあそう言つてはことばが過ぎるかもしれませんが、非常に技術的な内容でございまして、各方面いずれにも万々御異存のないように、ちよつと刺激を加えておけば、りつぱにこれを成立をさしていただけるというふうなものだと思ひますが、大だんびらを振りかざして、国会、内閣に御報告を申し上げるというふうなものは形はとる必要はございません。あまり何から何までそういうたはでな形をとつていまして、この大小にかかわらず、ああまた勧告かというふうなことになる危険性も十分、そういうこともあり得ると思ひますので、事に応じて適切な措置をとつておきますというのをお答えでございします。

○山崎昇君 ことばは過ぎかもしれぬけれども、軽いことだから人事院としてはこういう措置をとつた、こういう見解なんですね。それなら二十三条と百八条というのは、一体どういう事柄のときに、どういふときにこれを発動するのですか。わざわざこの規定では明確にきちんとなつていて調査研究をしたりして、人事院としては一定の方向が出たら、そしてそれを法的に措置をしようというときには、内閣と国会に対して意見を述べなさいと、こうなつてゐる、だから、私は人事院の第一番目にやるべきことは、二十三条ないし百八条に基づいて当然意見を出すべきであつて、それに基づいて政府は政府なりの見解を整える、国会は国会で、人事院のそういう意思というものをどういふようにするのかと、これを整理するべきだと思ふ。今回の私は人事院のやり方を見てみると、事務局長から正式に文書が行つてゐるのですね、総理府に対して。ならば、なぜ国会に出さないのか。それは事柄が簡単だから、やり方は一ぱいあるからやらなかつたのだ、それは総裁の答弁としては私はいただくわけにいかない。あくまでやつぱりあなたのほうの義務としては、自分でつくつた法律にちやんとつとつてやつてもらいたい。もしもあなたの言うような簡便な方法をと

るといふなら、せめて常任委員長なり、あるいは理事なりに、こういう方向で今回やりたいと思ひますと、したがつて、それは二十三条には直接関係はしないでやりたいと思ふなら思ふとか、そういう話が私はあるならまだいざ知らず、私のほうの規定上で問題を聞けば、そんなことをやらぬでいいのだという答弁では、私はやつぱりあなたの答弁として聞くわけにいかない。したがつて、今回はそういうことでやつたけれども、今後そういうことはいたしませんならいしません、あくまでも二十三条なり百八条でやるならやる、そういうことを明確にしておいてもらいたい。

○政府委員(佐藤達夫君) たしかおとしでありましたか、やはり災害補償の改正をお願いいたしましたときは、おとしの場合には相当これは重要性のある、また突のある改正でございましたために、国会及び内閣に対して意見の申し出の形をとつた。この公務員災害補償法の従来の経緯を見ましても、そういう形をとつておる場合と、そうでない場合とございますし、やはりこれはいたずらに硬化化すべきことでもないし、事の大小に依つて措置をするのがよからうという気持ちで、今回かような措置をとりましたことは、これは先ほど述べましたとおりであります。

御趣旨はよくわかりますが、やはり先ほどもちよつと触れましたように、すべて勧告勧告というよりは、皆さんがこれはせひというふうなことで大きく取り上げていただけるような事柄に限るということも、一つのまた意味のある方法じやなからうかという気もいたしますし、今後いまお話のように、これをすべて二十三条に基づいてやりますと、ここでお約束申し上げるのもいかがかと思ひます。したがつて、そのついでいまの山崎委員の御批判のようなことをお述べいただくことは、これはもう甘んじてお受けいたします。また、そのついで御説明申し上げるということでもいかがでございますか。

○山崎昇君 総裁からいかがでしようかなんて言われても、私は、はいよろしゅうございしますということになりません。それなら総裁、百八条の規定はどうですか、二十三条がそれほどのごとの大小でどうだと言ふなら、百八条はこうなんですよ。「人事院は、前条の年金制度に調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出る」と、こうなつてゐる。それであつた方は、労働保険法なり労働基準法なり、関係する法律との関連について調査研究をして、国家公務員についてもそういう内容は変えたほうがよろしいとあなたの方研究されたわけでしょう。その結果について当然やはり内閣に意見を出すならば、国会にも出すべきだと思ふんです。それは事柄が小さいからやらなくてもいいんだという、そういう法律の運用は私はやめてもらいたい。ですから、やり方はあなたの言うように、文書で出す場合もあるでしょう。あるいは事前に内閣委員長等に、国会の役員に対して言う場合もあるでしょう。その方法論について私はそうやかましく言うつもりはありませんが、いづれにしても、一番法律をまじめにやらなきゃならないあなたの方、二十三条なり百八条に違反してまで適当にやつていいということを認めるわけにいきません。ですから、二十三条できつというならば、百八条を守つてもらいたい。私の気持ちから言へば、二十三条もしくは百八条というものは、もつと厳格に守つてもらいたい。事前に国会に対して十分あなたの方の研究の成果というものを述べてもらいたい。私どもは私どもの立場から十分に研究してみたいと思ふんです。そういう時間的余裕があつていいんではないか。そういう観点から責めてゐるんであつて、ただいざならに人事院のやつてゐることを批判してゐるわけじやないんです。ですから、あくまでも人事院総裁の答弁としては、二十三条もしくは百八条に従つて今後やります、そういう答弁でなければ、私承服できません。

○政府委員(佐藤達夫君) 百八条は退職年金の制度のごとでございまして、ちよつと本件の問題とはねらいの対象が違いますので、二十三条のほうでひとつお伺ひしたことにしておいてよろしいと思ひますけれども、いまお話を点はよくわかりますので、そして、何も今度とりました措置が、国会をないがしろにして、内閣だけを立てたというふうなものでは全然ありませんので、文書をごらんになれば、おそろくごらんになったと思ひますけれども、事務局長から総理府の副長官あつてなんです。ほんとに事務的に連絡をしただけのことです。そういう、国会に対する関係を軽視したとかいうことは毛頭ありませんから、その点は十分御了承願ひたいと思ひます。

○山崎昇君 総裁ね、私は何も意地悪く、国会を軽視したとかどうとかという意味で言つてゐるのではないのです。けれども、あなたはやはり国家公務員やるなら、百七条見てくださいよ。これは退職年金だけではありませんよ、公務員が公務災害した場合のことも含んでいまして、それを受けて百八条は、前条の年金制度について調査研究した場合には国会と内閣、こうなつてゐる。だから今回の本件についてだつて当然閣内とされてくるわけです。そういう意味では、百八条と二十三条というものを重視してあなたにものを言つてゐるわけですから、したがつて、いまの人事院総裁の答弁では、私はやつぱり納得できない。だから、いたずらにただ国会を軽視したとかどうとかという意味でなしに、今後やつぱり内閣に言うならば、調査結果については当然国会にもそういう意見が反映するようにしてもらいたい。そういう答弁でなければ、私はやつぱり了承できない。

○政府委員(佐藤達夫君) まあ二十三条、それから百八条は、ともあれそういう精神が百八条に出ているわけでございますから、そういう基本的な精神というものは、これはわれわれも十分念頭に置いて行動すべきであらうということではございません。それからなお、それにして、成規の手続をとらないにしても、ある程度連絡ぐらゐり必要ではないかということばは、これはまたよくわかりますので、まあ機械的にここでお約束申し上げるということもなんでありませうけれども、やはりそういう気持ちで今後は臨んでい

くのが、万事円滑ならしめるゆえんではないかという気持ち表明させておいていただきます。

○山崎昇君 その問題は、総裁からいま気持ちを聞かせていただきましたから、それ以上私は深入りしません。

そこで、今度の法律案に関連をして二、三、少し基本的なことで公務員の災害補償についてお聞きをしたいと思います。

第一は、災害補償法の十二条に休業補償というのがあるわけですね。そこでこの休業補償を見ますという、「職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、国は、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給与額の百分の六十に相当する金額を支給する。」と、こうなっている。そこで私は、公務員が公務で負傷するわけでありますから、当然生活は国家で補償しなければならぬと思う。そこでこの百分の六十という規定ができたときの私は論議は知りませんが、百分の六十では、公務の災害補償としては私はどうも納得できない。具体的に言えば、この休業補償の百分の六十というのは、百分の百にすべきではないか、こういう見解をとるわけですか。そこで人事院として、その十二条の休業補償についてどうお考えになつておるか、意見をまず聞きたいと思つています。

○政府委員(島四男雄君) ただいまの御質問は、共済等におきましては、確かに給与の百分の八十を支給することになっております。この規定だけを見ますと、百分の六十と百分の八十の差がございまして、公務員のは非常に、災害補償の場合、公務災害にかつた場合、非常に不利ではないか、こういう御質問かと思つて、一般に職員が公務災害を受けますと、在職中でございまして、大体病休休暇または休職の形をとります。その場合には給与は全額払いますので問題は無いと思つています。問題はまあ退職してからの問題と思つて、そういうこともございまして、実は私のほうでは四十一年の七月一日に休業援護金制度と

いうものを設けまして、これは福祉施設として設けたわけですが、常勤職員につきましては百分の二十の上積みをするということによつて、そのような不利のないようにという趣旨でそのような制度を設けたわけでございます。したがつて、いまのような共済に比べて不利であるということは、現実問題としてございせん。

○山崎昇君 私のお聞きしているのは、共済と比較して聞いているのではない。公務上負傷をして本人が給与を受けないときには、国家はその者に對して、「その勤務することができない期間につき、平均給与額の百分の六十」を支給すると書いてある。だから第一の原因は、公務上の負傷だということなんです。公務上の負傷ということは、当然その者の生活を保障するというものでなければ意味をなさないので。

第二は、ここに書いてあるように、ほかから給与を受けない場合で、十二条の休業補償というの。さらに、その勤務することができない期間だけは生活を保障しましょうと、こう言つてゐるわけですから、ですから当然私は公務上の負傷である限りは、国家でその者の生活は、勤務できたときと同様の保障をすべきではないかという見解をとつてゐるわけですか。さらに私は、あなたがいま言われるような他の法律と関連をして言えれば、たとえば公務員法でいつても、公務員が刑事事件にひつつかつたときで、すらすら休業補償として百分の六十出しておる。百分の六十というの悪いことをやつたときと同じレベルではないですか。そうではなくて、一般公務員がたとえば結核の場合は二年間は百分の八十を休業補償としてやる、そういう制度になつてゐるわけですか。ですから、公務員が公務によつて負傷を受けた場合に、その補償額が百分の六十というの低過ぎないか、当然国家で全額見るべきでないかという私に考えをとるから、この百分の六十というのはどうも納得ができない。ここで、まあ今度の法律案の改正ではありませんが、すぐここでどうこうという意味ではありませんが、基本的なものの考え

として人事院はやっぱり検討すべきではないか。そうでなければ、公務員というのは他の服務その他ではかなり重い規定になつており、重い任務を背負わされてゐるわけですね。そして、一生懸命仕事をし、公務によつて負傷した場合だけは悪いことをした者と同様のレベルで生活保障がなされるということについて、私はやっぱり片手落ちだと思つて、そういう意味でこの規定は少し、改正するという問題でないにしても、当然国家がその者が勤務しておつたときと同様のせめての生活保障をすべきだと、こう私は思つて、百分の六十は百分の百にすべきだと思つて、あなたの方の見解を聞きたい。

○政府委員(島四男雄君) ただいまの先生の御質問の趣旨は、これはむしろまるまる全部見るべきじゃないかという御趣旨かと思つてございまして、これはILOの条約でも百分の六十ということになつておりました、この種の社会保険立法はすべて百分の六十ということになつておりました。そういうような関係もございまして、先ほどの私傷病のために休業する場合とかは給与の百分の八十出るといふ点から見ると、若干少な過ぎるといふ感じもございまして、特に福祉施設として休業援護金制度を設けて、その上積みをして、このようにしてやつておるわけでございます。

○山崎昇君 それは法体系が違つて、私の言つてゐるのは、国家公務員災害補償法でやるべきだと言つてゐるのです。いまあなたの言われたことも、一九二五年の第七回の国際総会での、公務不能な場合の補償は平均収入の三分の二とするという決議のあることも知つてゐます。それを受けて、従来日本の労働災害に対しては、かつての工場法によつても大体六〇%ラインだということも知つてゐます。しかし、それといまの現状とは、私はだいぶ違つてゐないかと思つて、それに加えて、先ほど来申し上げたように、自分の都合で傷を受けた場合であつても、結核の場合には二年間まで休業補償として百分の八十出す、その他の場合も百分の八十出す、刑事事件に

ひつつかつて休職になつた場合でも百分の六十ではないですか。国家が補償してゐるではないですか。何もほかの基金でやつてゐるわけではないです。だから当然公務上の災害を受けて本人が生活を失うわけですから、ある意味でね。その場合には国家として当然この補償法に基づいて、勤務していたときと同様の生活を維持すべきではないか、当然そう考えるべきではないかというのが私どもの見解なんです。

ですから、先ほど来何べんも申し上げていますが、いますぐこの規定をどうこうせいという意味ではありませんが、当然人事院は公務員のそういう生活安定を考へるといふなら、この規定について将来検討するとか、あるいは私どもの主張を幾らかでもあなたの方でどう思うなら、そういう方向に持つていつてもいいから、どうですか、調査研究されませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) おっしゃるところ一々御同感でございます。いま局長が御説明申し上げましたように、何とかしたいというところから、この福祉施設というのが、災害補償法の一つの働きとして福祉施設という形で、休業援護金の百分の二十というものを出してゐるわけでありまして、お話のございました根本の趣旨は、われわれも十分理解しておるといふ証拠になるわけでありまして、さらにもうちよつとつきりした形でできぬかというお話も、これもわかりますので、タイムリミットをつけてどうということにはなりません。そういう気持ちで検討することはけっこうだと私は思つておられます。

○山崎昇君 私は重ねて人事院総裁に、検討したいということですから、要望したと思つて、それから、この種の災害補償にしても、民間のものごと全く離れたことをせよとか、日本全体の社会補償制度から全く公務員だけかけ離れるなんてことは申し上げません。ただ人事院のやつてゐることや政府のやつてゐることを見ますと、民間でこうだ

から公務員はこうだという、何かそういう考え方だけでこういう問題も扱われ過ぎておるのじやないか。もつと公務員なら公務員に対してどうあるべきかということについては、真剣に私は検討してもらいたい、そういう段階にきておるじやないか。そうでなければ、公務員に対してはかなり重い任務を預け、そうしてかなりきつい服務規律を負わせながら、片っ方の給与関係を見れば、何か民間並みであり、あるいは民間のあとからついていく、こういうことでは、下級公務員というのは喜んで公務に殉ずるといふ精神になかなかなくてこない。そういう意味でも、特に病気になる場合、公務のためにからだをこわした場合には、国家はあなたのからだは守ります、あなたの生活を保障します、そういうことがあって、初めて私は公務員というのはもつと真剣に仕事するようになると思うのです。そういう意味で、いま総裁から検討したいということですから、これ以上追及しません、ぜひこの問題については検討してほしいということを重ねて要望して次の質問に移りたいと思うのです。

その次にお聞きをしたいのは、第十七条の十のいわゆるスライド制の規定についてお聞きをしたいと思います。

この問題は、おそらく公的年金制度連絡調整会議でも検討をされ、あるいはまた恩給審議会からの答申等とも関連をして、人事院でもいろいろ検討されていると思うのです。ところが、恩給等についてはかなりの何回かの給与改定が行なわれております。しかし災害補償については何の改定もないのです。この法律ができて以来、そうして十七条の十の規定を見るとき、額の改定をするべき条件として三つあげられておるわけですが、その第一は、国民の生活水準が変わったときに、第二は国家公務員の給与が変わったときに、第三は物価その他の事情に著しい変動があったとき、こういう状態になっているわけですよ。そういう恩給審議会の今回の答申を見れば、消費物価が5%以上上がったら恩給額は改定すべきじや

ないかという趣旨のことが答申として出されております。こう考えてみると、公務員の災害補償の場合のスライドについても、当然国家公務員の給与が毎年いま変わっております。あるいは国民の生活水準についてもかなり前進をしております。あるいは消費物価を見ても毎年少なくとも5%、多ければ七、八%上がっている。こういう状況等を勘案すれば、当然災害補償額の改定ということがあっていいはずだと思えます。それが一ぺんもなされてないという意味で、この十七条の十をいっどういう形であつた方は実施されようとするのか、あるいはどう運用されようとするのか、お聞きをしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 大体問題点を十分御理解の上での御質疑であるわけですが、恩給の関係のいわゆるスライド条項がともに発動するときになつた場合は、われわれのほうもやはり腰を据えて考えなければならぬということでございます。すけれども、ただいまおことばのありましたように、恩給ばかりでなしに、周辺のいろいろ公的年金何とか協議会ということも十分御承知の上でお尋ねになっておるので、そういう点の関係もございまして、私どもとしては、何もこれをのんびりとくぎづけにしておこうという考えは毛頭持っておりませんので、できる限りの実質的な手当はしておるつもりでございますけれども、なおそういう周辺を見渡しつつ、御指摘のような方向に持っていきたいという気持ちでおるわけでございます。

○山崎昇君 私の方も、どうもあなたのほうで何かが起きたらやりたいと思つたという程度でございまして、なかなか責めにいけません。しかし、いろいろな私どもも関係法律を調べてみますと、どうもいま置きざりにされておるのには、公務員の災害補償関係のスライドだけが何もない、一ぺんも上がつていない。そのほかのものは、わずかながらといへどもかなり是正措置が講ぜられておるわけです。何べんも言うように、一生涯懸命に公務をやつて、公

務によつて病気になる者が何か見捨てられる、あるいは世の中からおくられていく、こういうことでは、やはり私はいへんかと思つたのです。ですから、この十七条の十の規定を、もう少しやはり真剣にあな自身で考えていただきたい。そして公務災害を受けた者が、安心して療養につとめて、再度職場に復帰をする、やはりそういう方向でなければならぬと思つたのです。

そういう意味で、いまの答弁だけでは私はどうしても納得できないし、もう少し具体的にお聞きをすれば、労災保険法の附則の十六条を見れば、これもまた平均給与額の百分の百二十以上云々、こうあるのです。そこで具体的にお聞きしたいのは、この十七条の十の規定と、労災保険法にいう附則の十六条の平均給与の百分の百二十が変つた場合に、スライドというものを考えてもよろしいのだという規定があるわけですか。そこ人事院としては、この両方の規定を見て、もちろん災害補償法が優先するのだと思つたのですけれども、しかしあなたの方の思想の中には、労災保険法なり健康保険法なり、他の法律との均衡と云うことがかなり頭の中にあると思つたので、そういう意味からいって、十七条の十の運営というものをいっどう具体的にどうされるのか、私はお聞きをしておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 御指摘の条文は、前回御審議をいただきましたときの法律に入つたわけでありまして、その節も相当皆さまから、叱咤激励を受けたわけでありまして、これは十分に銘じて臨んでおるわけでありまして、したがって、決してうしろ向きに考えて臨んでおるわけではございません。周辺をあまり見回さず飛び出すというわけにはまいりません、その中間のところでも常に考えておるということで御了承いただけたいと思います。

○山崎昇君 中間のところという御答弁ですが、あなたのことばじりをとるわけではありませんが、何か人事院というのは、どこかでやつたら自分のところもまた中ぐらいつかうしろからつ

ていこうとか、私はそういう考え方がどうしても納得できない点があるのです。ですから、ほんとうにあなたは公務員の公務災害というのが重要だと思つたら、なぜ人事院自身で前進したものを考えないのかというところになつてくるわけですよ。それからいま申し上げた労災保険法の十六条と十七条の十と比べてみて、これはどうなりますか。これは私の理解が誤つておるとすれば困りますから、もう少し法的な見解を聞いてもいいと思つたのです。

○政府委員(島四男雄君) 労災保険の場合には、労災保険法の附則の十六条にございまして、毎月勤労統計における全産業の労働者一人当りの平均給与額が当該負傷し、又は疾病にかつた日の属する年における平均給与額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合、つまり二〇%の増減があつた場合に改定する、こういう規定だと思つた。確かに国家公務員の災害補償法の、いま御指摘の十七条の十の規定は、非常に抽象的な規定で、どのくらいの変動があつた場合に改定するのだという保障が何もないじやないか、確かに御指摘のとおりその保障はございませんが、ただ平均給与額の算定のところ、その辺は多少この入れの規定がありまして、たとえば災害補償法の四条の四項の規定がございまして、この平均給与額が著しく公正を欠くに至つた場合の計算については、人事院規則でいろいろきめておられます。たとへば、人事院規則をどういふふうに変更しておるかというふうに見てまいりますと、人事院規則の十六の〇と云うのがございまして、この規定の中で、たとへば第七條の第三項の規定がございまして、ここで「補償を行ふべき事由の生じた日を採用の日」とみなして「云々」といふ規定がございまして、たとへば休業補償の場合には、現実に休業補償を受けたときの時点での平均給与額を計算する、したがつて、その方がかりに十年前にやめた、あるいは五年前にやめた、非常に給与のベースが低いときにやめた方であっても、現実にその休業補償の給付を受けるときの時点を採用の

日とみなして、そこで計算をいたしますので、現
実にはいま言ったようなベース改定による分はあ
る程度カバーできる、このように考えてやってお
り、また、実際そのような運用をしておられるわけ
でございます。さらに七条の五項を見ますと、「平
均給与額が著しく公正を欠く場合の平均給与額
は、実施機関が人事院の承認を得て定める。」こ
ういう規定がございます。実施機関において、
これが何ほども過ぎてはならないかというこ
とには、人事院の承認を得て適当な平均給与額を
出す。それによっていま申したような物価の騰貴
あるいはベース改定による変動についての不利は
カバーできる、このように私ども運用してまい
っているわけでございます。

○山崎昇君 いま詳細な御説明を聞いて、労災保
険法の附則の十六条にいう事項については私もわ
かっております。そこで、先ほど来聞いていたのは、
それと災害補償法の十七条の十の規定の運用
との関連はどうなりますかということをお願いして
おるわけです。第一に、そこで私は、当然国家公務
員災害補償法ですから、十七条の十の規定のほう
が優先すると思うわけです。いずれにしても、こ
れに従いましてあなた方はやはりスライドという
ことを考えなければならぬことではないか、こう
思うわけです。その場合のスライドする場合の要
件とは何かというと、さつき読み上げましたよう
に三つしかない。そこで現実これを私ども見る
と、ここ昭和三十五年以來、公務員の給与は何だ
かんだいとも五割以上上がっている。あるいは
は物価については、これまた四、五割に近いくら
い上がっている。国民の生活水準も、これはなか
なか平均してはかることができないにしても、実
感としてはかなり上がっている、こういうふう
に受ける。そうならば当然私はこの十七条の十とい
うのは、具体的に運用する方法について人事院は
考えておかなければならぬと思うのだが、今日ま
で一回もないんです。そういうことは聞いてな
いの指摘としては、消費者物価五%上がった場合

には考えなさいという内容のものが出てきてお
る。そういうときだから、当然この十七条の十の
運用についてはどうされるのか、具体的に。それ
をあくまでいま説明のあったような、労災保険
法の附則の十六条の考え方でやるのか、災害補償
法の十七条の十の規定でやるのか、その辺をまず
一つ明確にしてくれということなんです。それ
と、十七条の十でやるかすれば、具体的なことを
人事院はどう考えておるか、この点を重ねて聞い
ておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 十七条の十に対する考
え方については、先ほど触れましたとおりであり
ますが、いま局長がお答えしましたのは、ほかに
それに実質的に準ずるような措置が、道がありま
すよと、しかも、それは十分頭に入れて善処して
きておりますということも申し上げておるわけで
あります。まあ、はでな形をとるか、じみな形を
とるかという表現もあるいはできるかもしれませ
んけれども、はでな形をとるためには、先ほど申
しましたような、いろいろ資料の濃さという
こと、それから現実にも、現実にも、現実にも、ま
たしかられますけれども、現実にも、現実にも、ま
あ一言にして言えばそういうことに尽きることで
ございます。

○山崎昇君 そうするとあれですか。十七条の十
の規定というのは、これはなかなかはでな規定み
たいに総裁言われるわけですね。しかし、私はは
でだとも何とも思っていない。全くじみな規定だ
と思っております。これは、そこで十七条の十にこ
だわるのは、ではどういう形でこれをいつあなた
方は具体化しようというのか、あるいはいま研究
されているなら、発表できる範囲内で発表しても
らいたいし、そうでなければ、私はこの十七条の
十というのは死文にひとしいわけです。そこで今
日まで、先ほど来何べんも言いますように、ただ
のべんもスライドされていらない。とにかく災害
補償法による給与としては一回もスライドされた
ことがないんです。だから、そういう意味でいう
と、十七条の十というのは死文にひとしいわけな

らんで、これを生かすためには、あなた方が具体的
にどうしようとしているのか、もう少し私は聞き
たい。

○政府委員(佐藤達夫君) はでとかじみとかいう
のは、ちよつとボキャブラリーの乏しさを露呈し
たことになりまして、これは撤回しておきます
が、要するに、この十七条の十の場面ということ
になりますと、先ほどはでなと言いました
のは、やはり周辺との関連も相当濃厚にある事柄
であつてという意味も含めたということであつた
つもりでございます。要するに、他の公的年金制
度というものの関連をも無視して、公務災害の
ほうだけが先に飛び出すわけにもいかないとい
うことがやっぱりありますので、これも先ほど触れ
ましたようなことで、それは他の年金制度、公的
年金制度との均衡をも勘案しながら十分検討して
まいりたいと、こういうことに尽きることでござ
います。

○山崎昇君 それでは総裁ね、これはすぐ人事院
の所管でもありませんし、何でもありませんだけ
ども、もの考え方としてお聞きをしておきたいん
ですが、恩給審議会から出ているのは、消費者物価
が五%以上上がった場合には当然考えていいじゃ
ないか、こういう内容になっているんですが、そ
ういうものの考え方について、もしもあなたが十
七条の十の規定を今後運営すると思えば、そうい
うことを基礎にしてやろうという意思はあります
か。あるいはそういうことが人事院としてもやは
りやっていたいのではないか、こういうお考えがあ
るかどうかが、聞いておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) いまの物価だけいい
のかどうかという問題は、これは私も第三者で
はありますけれども、いろいろまたそこにはそれ
で問題点があるように感じられます。したがいま
して、まだそれがはっきりした形で現実の制度に
なつておるわけでもありませんし、われわれも、
そういう方法もあり得るであろう、しかし、ほかに
もいろいろ方法がありやせぬかという意味で、もつと
幅広い考えでいいじゃないかという、これ

はもうきわめて非公式なお話でございます。そう
いう気持ちでありますと申し上げておいたらよか
らうかと思ひます。

○山崎昇君 それじゃ、次の質問に移りたいと思
うのです。
先ほど職員局長のほうから平均給与の話が出ま
した。そこで災害補償法の第四条の平均給与、こ
れを見ますと、かなりいろいろんなものが入つ
ておるわけなんです。ところが、何で期末、勤勉
手当だけ入らぬのか、これは私にはちよつとわか
らない。まず、そこから、期末、勤勉手当だけ
を除いた理由についてお聞きをしたいと思ひま
す。

○政府委員(佐藤達夫君) この種の事柄の扱いに
ついては、大体本俸あるいは毎月毎月の分として
定められている所定の額を基準として算定されて
いるのが一般のあり方でございますし、したがつ
て、この公務員災害補償法でも一般のそういうた
てまえをとっていると、まあ、そこまでひとつお
答えさせていただきます。

○山崎昇君 それじゃね、第四条に、二項に書い
てあること、あなた、どうなりますか。本俸だけ
ではありませんよ。俸給、俸給の特別調整額、初
任給調整手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手
当、隔遠地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手
当、宿日直手当、寒冷地手当、それに人事院の規
則で規定されるものも、全部合めて平均給与をと
っているんじゃないですか。私からいえば、ほとん
どは全部入れて平均給与をとっているのに、なぜ期
末、勤勉手当だけ入らぬのか、どうしてそれだけ
除くのか。私は特殊勤務手当や、あるいは隔遠地
手当や、そういうものよりも期末手当のほうが
もつと一般的だと思う、これはどの職員にも全部
支給されるのですから。ところが特定の人間しか
支給されないものまで入れて計算をしておつて、
一般的に支給するような期末、勤勉手当だけ平均
給与から除くということは、私はどうしてもこれ
は納得できません。なぜこれだけ除いたのか、も

う一ぺんひとつ恐縮ですけども、御説明願いた

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどのお答えは、本俸だけということではありませんで、本俸であるとか、あるいは要するにその月その月に支払われるものを基礎にしてこういうものは算定しているのが普通の例でございます。ところが、趣旨を申し上げたので、いまの制度で、この場合でございますと、たとえば災害前三か月の支払い給与という事で押えている。その基本の問題としては、やはり基礎としては三か月におけるその月その月分として与えられたものの平均による、これは一般のこの種の法制のもとにおける通則となっております。したがって、特に異を立てるべき筋とも考えませんので、このままの形をわれわれとしては踏襲してまいっておると、こういうことでございます。

○山崎昇君 それでね、総裁、私は去年あなたに期末手当の性格を聞いた。あなたは私に対して、毎月俸給の中に入れるべきものなだけけれども、入れてない部分について、これは日本の慣習もあって、年に二回か三回に分けて入れると。ですから期末手当は、あなたの定義に従えば、性格は毎月払うべきものなんですね、足りないから。そうならば当然期末手当についても、方法論はいろいろあるにしても、私は入れるべき性格のものでないのか。そうでなければ、あなたのこの私に対する答弁はいいかげんなことになっちゃう。ですから、平均給与について期末、勤勉手当はやっぱり入れるべき性格のものではないのか、こう思うのですが、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) だいぶ前の答弁を御記憶におとどめいただきまして光榮と存じますけれども、しかし、申し上げたことは間違いないと思

やめて、もう一括払いをやめて、各月の俸給の中にもうばらしてしまつたらどうだと、むしろそこのほうの問題に私は考える。これはいままでの、先ほど触れましたようないろいろの制度の基礎の考え方を前提にすれば、それが結論になるのではないかと思ひます。ところが、その期末手当の分も、それじゃ毎月毎月ばらしちゃつて、毎月

○山崎昇君 そんなことを私は聞いていませんよ、あなたに。期末手当というのは何ですかと聞いたら、毎月の払う俸給に払うべきものが入つていないのを、ただ一年に二、三回に分けて払つて

○政府委員(佐藤達夫君) まあその月その月、過去三か月という、平均三か月ということではい

も、期末手当のように、これまた期末手当そのものがいろいろの基準があつて、就職したばかりの人もおろし、いろいろまたそういう点の

○山崎昇君 いや、期末手当だけを俸給に割ることぐらい簡単ですよ。それ、あなた、法律で六月には幾ら、三月には幾ら、十二月は幾らと、

○政府委員(佐藤達夫君) いろいろの技術的なこと、やれないことはない。だから、こういう公務

のだから、それなら当然期末手当だつて入れて計算すべきじゃないですか、こう言っているわけ

○山崎昇君 記憶にとどめて……総裁の真剣な答弁でありますから、私はその程度でやめておきたいと思ひます。

次に、災害補償法の二十二条に関連をして、人事院の公示第八号、昭和三十年の十月十日に出

きたいし、私はこのあなたのほうからもらったこれで見ているのですが、もしもこの第八号以後に新たに指定したというものがあるならばお知らせをいただきたい。こう思うのです。

○政府委員(島四男雄君) これはだいぶ前にこの指定をして、それ以後指定しておりません。で、その後だいぶ当時とも—そういう関係につきましてもう少しいろいろ検討しなければならぬということ、検討してまいっているわけでございませぬが、本年中にこれの新たな指定を行ないたいと、このように考えております。

○山崎昇君 防衛庁長官来られたから一時中断をする約束なんです、そうすると、あなたのほうは、この福祉施設の指定についてはいま検討中だということですね。その際、いま指摘しましたように、これを見るとき、四国と北陸、何にもないので、これはやっぱり適当な施設がないということですか。あなたのほうは、そういうところ、ここの施設をつくるという考えがないということなんですかね。それはどつちですか。もしもつくられるというならば、何か計画があればお聞きをしたいと思ふ。

○政府委員(島四男雄君) ただいま御指摘の地域にその後のこの種の病院ができましたので、そういうことも勘案しながら新しく指定したい、このように考えております。

○山崎昇君 そうすると具体的にどこどこですか、もしわかれば。

○政府委員(島四男雄君) 四国には四国労災病院ができておりますし、それから金沢労災病院、それぞれその後新設されましたので、これも追って指定してまいりたいと、このように考えております。

○山崎昇君 もう少し聞きたいのですがね、いま防衛庁長官来られたようですから、一応私の質問これで保留しておきたいと思ふ。

○委員(井川伊平君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(井川伊平君) それでは速記をつけて。

議事の都合により、本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(井川伊平君) 次に、国の防衛に関する調査のうち、再び米軍の演習場に関する件を議題といたします。

関係当局からの御出席は、増田防衛庁長官、山上防衛施設庁長官、鐘江施設部長、以上の方々でございませぬ。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○伊藤道君 私は大泉米軍飛行場返還に關連いたします新島射撃場建設、まだできませんから建設予定ですが、この一連の關係分野について、すでに午前中施設庁長官にお伺いいたしましたので、大臣に対しましては、これら一連の問題のうち、特に重要な点に問題を二つ三つに絞って以下お伺いしたいと思ふので、ひとつ責任ある御答弁をいただきたいと思ふます。

この問題の経緯について一口申し上げますならば、昭和三十四年十二月の当委員会で、当時の赤城防衛庁長官に対して、私が大泉米軍飛行場返還問題を取り上げてお伺いしてからこの問題が始まったわけです。そのときに、当時の赤城長官から私に、こういう意味の御答弁があったわけですね。昭和三十四年十二月の委員会で、おそくも明春三月までには返還できるようにいたします。こういう意味の御答弁があったわけですね。それから長官は現増田長官まで、数えますと、ちょうど十代目になるわけです。約十年間に十代の長官がそれぞれ立場から国会の場で約束されてきたことが、いまだに実現しない。そういう中にも、大泉大泉並びにその周辺では、ジープの誤投下事件をはじめ、数回にわたって誤投下事件があり、しかも、大泉大泉地区は、首都圏整備法に基づき制約から、付近一帯は工場地帯として指定を受けておるわけですね。そういうような事情もあって、地元からいうと実に死活問題であるので、百六十万県民あげてこの返還問題に取り組んでまいったわけですね。しばしば国会の場で大臣が公約されてまいり

ましたので、そのつど地元民はもう返還近しと見て、工場誘致の場合を想定しているりと施設をやったり、いろいろの万事万端準備を整えてまいりましたけれども、そのつどこれはむなしに予定に終わつたということ、地元の人たちにとつては、はかり知れない物心両面にわたる損害を受けて今日にまいったわけですね。

そこで、長官にお伺いしたいわけですが、国会の場で責任ある大臣が、期日を明確にして返還の約束をされたことが、約十年間、正確にいうと九年間たった現在たまだ、いまだに解決してないということ、これは、きわめて遺憾な問題であるわけですね。この問題は、前に防衛二法の問題を本会議で質問した際にも、佐藤総理は、そういう問題があるとするならば、まことに遺憾千万であるから早期に解決の努力をしたいという意味の本会議での答弁もあつたわけですね。もう十年近くもなるこの課題を、ひとつ何とこの辺で公約を果たしてまいりたいというのをお伺いしたい要旨であるわけですね。ひとつ、最終的に責任のある防衛庁長官にこの点をまずお伺いしたいと思ふます。

○国務大臣(増田甲子七君) 伊藤さんから、大泉の物資投下の飛行場の返還につきまして、は、私自身昨年の防衛二法の際に、この内閣委員会において御質問を受けております。それに対するお答えは、早期に返還をいたして、群馬県民百六十万の方におこたえいたしたいというのが私の答えでございます。

それからいま伊藤さんの御指摘の、約十年前に赤城さんが、明年三月までにと公約されたという点は、私速記録を讀んでおりませんが、伊藤さんがおっしゃるのですからそれとおりでございませう。そうすれば、いよいよ責任の継続性という見地からも責任を痛感しておる次第でございます。

なお、昨年の防衛二法の本会議の質疑の際、伊藤さんが総理に質問されて、佐藤総理から御期待に沿う旨の答弁があつたということは、私は同じ席におりましたからお聞きいたしております。

ずれにいたしましたも、伊藤さん、群馬県民の皆さんの御期待に沿うために、早期返還に努力をしないでならぬ、こういうことで私も焦慮いたしておる、焦慮いたしておりますということを申し上げてお答えいたします。

○伊藤道君 この問題はここでもいままら言うまでもなく、新島に射撃場ができないと水戸の射撃場は移転できない。水戸の大部分を返還して水戸の射撃場が新島に移る。その水戸に一部分残されたところに大泉の飛行場は代替として移転する。そして大泉は全面的な返還になる。これが筋であるわけですが、にもかかわらず、新島の射撃場建設にいろいろ大きな障害が横たわつておるのです。

大きな障害の二、三をあげますと、まず米軍から要求しておる土木工事、約百メートルの山を十五メートルないし二十メートルに削れというののもその一つでしょうし、それに伴う米軍本部の連絡のために使用する飛行場もつくらなければなりませんし、また護岸工事も始まってくるでしょう。そういうものを要約すると、ばく大な経費が必要になってくる。特に山を削る工事だけでも、聞くところによると、四十億からの金がかかる。しかも期間としては三カ年かかる。これもはかり知れない一つの難工事であるわけです。しかも、そういう面の障害だけではなく、付近の水域は非常に豊かな好漁場になっておるわけですね。カツオとかサバの好漁場として有名で、東京都をはじめ遠くは鹿児島、青森、こういう十五都府県の漁業組合連合会の船が時期時期に出漁して、その年間の水揚げ高は約百億にも達しておる。しかも、その付近一帯三百平方キロのうちで、百平方キロについては常時制限区域になっておる、あとの二百が使用制限と、そういう水域になっておるようになっています。おるわけですが、こうなると、この漁民に対する補償の問題も軽々に処置できない大きな問題だと思ふわけですね。また、新島を含めた伊豆七島については、最近まで国定公園であつたものが、最近国立公園になったということ、島あげ

て観光開業をいま促進しておるさなか、こういふことで、国立公園の中に物騒千萬な射爆場が建設されるということになると、うっかり行くとあぶないということ、観光開業に相当大きな障害になることも容易に考えられると思うわけです。

まあこういう障害をあげてくるとたくさんございませぬが、わけて大きな障害は、この地元の強力な反対、そしていま御指摘申し上げた十五都県の漁民の反対、また、この新島については、たしか三十五年であったと思いますが、防衛庁のミサイル射撃場の問題で島民が真二つに賛成反対に分かれて、大きな闘争が繰り返されて、島民は基地反対闘争には相当な訓練を受けておいて、相当強い確信を持っておる。しかも、東京都と村を相手に、その射撃場に通ずる一村道とか、あるいはその中にある一地区については、これは反対派の人のいわゆる権限がある、そういう問題で訴訟を起こして、東京地裁は一応東京と国並びに村に対して敗訴の通告をしておる。こういう深刻な問題もあるわけです。

こういうことで、なかなかこういうような難関を切り抜けて新島にいわゆる射爆場を建設しようとするのは、尋常一様では実現されるとは思えないと思ふんです。この数々の障害に対して、防衛庁長官としては一体どのように取り組まれる所信なのか。佐藤内閣の一翼になっておる防衛庁としても、日ごろからいろいろと民生の安定ということはいつも口にされておるわけです。基地に伴う民生安定ということも強調されておる。午前中、施設庁長官からも、民生安定には意を用いたという意味の御答弁があったわけですね。しかし、これらの障害と民生安定というのではなかなか両立しないわけですね。そういう難問が控えておるわけですね。事ほどさようにむずかしい問題が横たわっているんですが、防衛庁長官としては、これをどのようにさばこうと考へておるのか、その所信のほどを伺っておきたい。

○国務大臣(増田甲子七君) 太田の物量投下の演

習の飛行場と水戸の射爆場と新島とが、連鎖的のな相関関係にあるというところは、御指摘のとおりでございます。そこで、新島を選ばずに至った経緯は、長官あるいは部長等から詳細に聞いておりますが、この横田にございませぬ実力部隊として駐留米軍、米空軍の射爆場を、関東のうちの横田の基地から見まして半径二百キロ以内の施設をして、そして提供するということが、水戸の射爆場の廃止に伴うわれわれの負っている義務でございます。これは昭和四十一年の六月に日米共同声明がございまして、その中に、新島の一面に射爆場が設けられるならば、水戸の射爆場はその面積を六分の一にしてよろしい、それから太田小泉の飛行場も取り上げますということが書かれてございまして、これは日米双方で研究した結果が、日米共同声明になっておるのでございまして、閣議にもそのことが報告され、閣議了解になっております。

そこで、技術的のことはすみやかに米軍側から御返答申し上げますというの、過日返答がきたわけでございます。その返答の中に、御指摘のように常時漁業について制限したいというのが百平方キロでございます。それから、射爆場の演習をするときだけ漁業のことを制限したい、それが二百平方キロでございます。それから山が百メートルの海拔のものを約二十三メートルにいたしてほしい、七十尺ばかりにしていただきたいという申し入れがございまして、これはいざいざ、われわれから見まして、米軍の申し入れは妥当なものであると、こう考へております。費用のことまでは、われわれはまだ計算しておりませんが、海岸から——私もあそこを飛行機で数回回してみまして、まだ降りたことはいませんが、硫黄島の往復の途次、両方とも低空を飛びましてよく見てみましたが、百メートルの山があるために乱気流の危険があるようでございまして、しかもこの伊豆七島というものは、大島その他、わりあい接岸し得る島もございませぬが、海岸から絶壁の状態になっておる島がわりあい多くございませぬ。

て、そこではかの島もずいぶん見たのは見たのでございませぬが、防衛施設庁が何年かかかって見たわけでございますが、結局新島の南端部で、現在防衛庁が使っておるところを射爆場兼射爆場にいたす、こういう線が出てきたわけでございます。従来米軍といたしましては、あの南端に山脈がございまして、南北に長い島を東西に横切った分水嶺があるわけでございます。その分水嶺の北の約二キロ半くらい離れたところに本村が西に面してございませぬ。そこで一番北に、本村の約十分の一くらいの人家を——一番北にございませぬ人の人家のない一番の南端を、このところをお願ひいたしたいというところを、アメリカもわれわれに頼んでおるわけでございます。でございませぬが、分水嶺の北まで指定するということはよろしくないというところで、私が見てきました、分水嶺の北をいれまして、私が見てきました、それを七十万坪ばかり割愛することをこちらで要望いたしまして、そしていまのところは六十万坪の陸地となっております。ただ海面を百平方キロ制限するということは、新島の本村に對しては、またなかなか御迷惑をおかけたいおりにございませぬ、また沿岸漁民、十五都県の方々に對しても非常な迷惑をおかけするわけでございます。

それから御指摘のとおり国立公園でございませぬ。そこであらゆるそういうような条件を、御満足のいくように配慮いたしました、また政府側といたしまして、一応閣議了解を得た線ではございませぬが、最近国立公園になったことは御指摘のとおりでございまして、観光資源による収入というふうなものも、新島本村の方も相当期待しているらっしゃると私は思ひます。また、道路の訴訟になつておることも私は存じておるわけでございます。かたがた、あらゆる面から見まして、迷惑のなるべく少なくなるようにというのを施設庁にいま配慮しておるわけでございます。政府関係諸機関の同意を得ることはもちろんのこと、地元の新島本村の村長、村議会、村民各位の御同意を得た線で、初めて射爆場を設定したい、こう考へておる次第でございます。

○伊藤道雄君 次に、時間がありませんから、問題をさぼってお伺ひいたしますが、米軍のこの新島に對する意向というものを検討してみますと、どうも水戸射撃場返還についての誠意というものが考えられないような気がするわけです。もちろん、その適当な代替地があれば水戸を返還する、水戸を返還して——一部は残すわけですが、一部は残して、そこに太田大泉の飛行場は移す、そういうことであるわけですが、代り地が新島かどうかというのを提案したのは防衛庁なわけです。そういう問題ですが、これに對して過大な要求とも思われる、百メートルの山を十五、六メートル、あるいは二十メートルに削れというふうなことは、一つの大きな、過大な要求と見ていふと思ふんです。そういう点をいろいろと洞察すると、米軍はどうも水戸射撃場を移りたくないと、そういう意図があるなら、いざいざ実際に実現可能な条件を出してさきださうと思ふんです。そういう点は一体どうなのかということとあわせて、いま米軍は、水戸射撃場ではナバーム弾とか、あるいは五百ポンドの爆弾、こういう大じかけのものは現在使用していないわけですが、ナバーム弾とか五百ポンドの爆弾を、いわゆる実際に射撃演習に用いるという意向が漏されておるよう聞いておるんですが、この点は一体どうなるかというところ、この二つをあわせてお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(増田甲子七君) 私は、予算委員会の総括質問の際にもお答えいたしました、陸地のことも相当研究してみたいわけですが、本土の中に、ところが、射爆場の性質上、迷惑を及ぼす範囲が相当広いというわけでございます。なかなか百平方キロという地点は、この本土の中にはないわけでございます。で、物量投下だけでしたら太田大泉の飛行場のかわりに、相馬ヶ原とか、

あるいは渡良瀬川の遊水地とか、いろいろなことを考えてみましたが、その近所にだいたい人家等もございまして、御迷惑をおかけしてはいけないう、こういうこととございまして、結局、伊豆七島も、関東一円も、長野県も、山梨県も、この辺はずっと、福島県のほうも見たわけでございまして、百平方キロの安全地帯を見ることがなかなかな困難でございまして、われわれが新島というものを一応候補地に選んだわけでございまして、あらゆる方面のコンセンサスを入れないと、施設はできないことは、前提として伊藤さんにおいても御了解願いたいと思っております。

そこで、アメリカの誠意というものは、私は新島を出していつて、そして無理難題をふっかけたというふうには考えていないのでございまして、いまの水戸の射撃場でも、常時漁労の制限というのが百平方キロございまして、しかし土地は三百五十万坪でございまして、相当広いものでございまして、演習時だけ制限するという、あとの二百平方キロというものはいいわけでございますが、まずまず実害をいたしましては、おそらく百平方キロのほうも、それから残余のその先のほうの二百平方キロのほうもあんまり実害はない。ことに二百平方キロのほうはないと思っております。何しろ射撃をしてみるのは、七百万坪の新島南端だけでございまして、あやまって海中に落ちるかもしれないということ、そのおそれもございまして、常時漁獲のほうも制限するわけでありまして、そして米の誠意——あとは百メートルの山を二十三メートルに削らせるということ、いかに無理難題のように見えますけれども、乱気流で落ちられてもこれは困りますし、乱気流がどうも発生する危険があるということは、自衛隊の飛行機でもしばしば実験をいたしました。アメリカ側でも空軍を使いました実験をいたしました。乱気流のおそれがある。そして山を削って低くしますという、乱気流発生之余地がないということと

それから一面、海岸すれすれにずっと飛んでき

て射撃をするかもしれないのでございまして、海岸すれすれに来たものが急に百メートルでは、まあ引つけて事故も起こりやすいというので、二十三メートルというの七十尺でございまして、七十尺前後のところでしたらそれくらい低い空飛行をしてまいりまして、おそらくそれ以下の海面の飛行ということはないでございまして、から、まずまず無難である。これは彼我双方にとつて迷惑をかけた、かけ合わなかつたりするということとございまして、米軍側の出した条件には、私は誠意が乏しいとは考えておりません。

それからナバーム弾を演習するかどうかということ、総括質問の際もお聞きになりましたが、あまりお答えするひまがございませぬでしたが、訓練の態様等は、今後日米双方において協議をして、その態様以上の射撃はいたさないということにいたしておりますから、どうぞその点は御安心をお願いしたいと存ずる次第でございまして。

○伊藤道君 いま長官からもお答えのあったように、日本の国は非常に狭くて逆に人口は多い。どこへ行っても人間が密集しておる。そういう日本の領土内に、こういう大じかけの射撃場を選ぼうとすると、これは尋常一様ではないわけ。そういうことで、防衛庁は一応新島を選んだという意向でありますけれども、それは、なるほど長官もおっしゃったように、百メートルの山を四百億もかけ、三年間も費やし、それは削ることは技術的にはそう過大な要求ではないでしよう。それは私も同感です。金をかけ時日を費やしたら、技術的にそれはできることですから。ただ、それに伴う大きな犠牲があるわけですね。それは繰り返しません。先ほども申し上げたいわゆる水城の問題、漁民に対する補償の問題、いわゆる国立公園としての問題もあるし、いろいろあるかと思っております。そこで、こういうふうにあらゆる障害を乗り越え、そして結局難問を解決して、かりに新島に射撃場ができたとして仮定しても、これは

何年先かかわからぬわけですね。一番大きな障害は

地元民を中心とする強力な反対であろうと思っております。新島の南端の端々、あの高地はもうほとんど村の所有地ですね、村有地。その村の所有地である村の議会が何回も繰り返し反対の決議をあげている、こういうことですから、容易なことではないと思っております。五年先、十年先になるかわからない。いま世界の動きは目まぐるしく転変しておるわけですから、そのころになると結局そういう演習場や射撃場などは必要としない、いわゆる平和な世界になるかもしれない。それは何人もここで保証できないわけですね。そういう情勢も当然考えられるわけです。そういうあらゆる犠牲を払って、ここで無理に強行建設したところでもまたそういう問題が出てくるわけですね。一体、日本をめぐる世界の情勢について現時点に立って長官としてはどういうふうにお考えになるのか、そのお考えに基づいておそれるかと申すのが、この点は一体どういふふうにお考えか、この機会にお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(増田甲子七君) 百メートルの山を二十三メートルに削るという点については御了解いただいたようにございまして、四百億円かかるという点はどういうところを根拠とされたか、伊藤さん、私はわかりませんが、こちらの試算では四、五十億円かかる。そうしてまた自衛隊の施設部隊がおそらくやりましようから、普通の土木工事よりも五分の一くらいでできます。彼我両方にとって有益である。乱気流等へたに墜落をいたしますと新島本村にも迷惑をかけるまいし、要請である、こう考えております。

それから世界の体制についてどう考えるか、これは話が長くなりますから私は省略させていただきますが、現下の客観情勢に照らしまして、国連憲章第五十一条に基づいて各国が二国間もしくは数国間の集団安全保障条約を締結しておるわけでございます。そこで、日本には米空軍が実力部隊として配置されております。あと米陸軍は補給部隊と

しておるわけでございます。数千人でございまして、米海軍は補給並びに修理部隊として佐世保及び横須賀におるわけでございます。米空軍は三沢及び横田に、両方加えますという一航空師団の数がございまして、三沢には適当なる射撃場がございまして、やはり米空軍も日米共同して共同の危険に対処するという立場において、精強なる部隊として存在してもらわれないと困るわけでございまして、そこで、南のほうには米空軍の射撃場は一方所あるだけでございまして。北の三沢には一方所、合計二カ所でございます。その二カ所目が水戸の射撃場である海村の原子力研究所その他に、民生にも非常に悪影響を与えておるから、できるだけ早く引越したい。こういうわけでございまして、新島の方に御迷惑がかかることも私は万々承知いたしておりますが、それがなるべく御迷惑がかからないように、新島の方もりっぱに民生が安定するように、あるいは交通方面から見れば従来よりよくなるように、それから漁業者の関係もよくなるようにいたしてまいりたい。世界情勢のことを伊藤さんもお聞きになるのは、世界情勢が変転すればそういうものを置く必要がないじゃないかという意味の御質問だと思います。当分の間は安保体制のもとにおいて施設あるいは区域等を提供する義務がある、その義務を履行するために新島を考へておる次第でございまして。

○伊藤道君 なおここで伺いしておきたいのは、防衛庁長官が先ほど来、米軍の要求に対して、私どもの立場からするとすいぶん過大な要求であると見ておるわけですが、防衛庁側としては別にそんな過大な要求ではない、当然な要求であるかのごとくお答えになっておるわけですが、その裏には、防衛庁として将来の展望に立った意図があるのではないかと当然考えられるわけですね。と申しますのは、将来、国際情勢によって、いま安保条約がありますけれども、七十年にはどうなるか、今後の問題です。そういう情勢をにらみ合わせたとき、米軍は場合によると有事駐留というふうな形をとらぬとも限らぬわけですね。

ね。とるとも言えませんが、とらぬとも言えませんが、たとえば有事駐留すれば、結局一応、米軍は日本から撤退することになる。そうしますと、現在の水戸射撃場をそのまま自衛隊は引き続き使用するということには世論がなかなかこれを許さない。そういう事情もあって、そうかといって東京の近くのあのような、水戸のような地点に自衛隊が新たにそういう基地を建設することにもなかなか容易ならざる事情がある。そういうことから、さしあたって、新島なら都心から離れておいて、この際いろいろ過大な要求を米軍はしてきておられるけれども、これ幸いに、この際無理を強行して新島に射撃場をしっかりとつくっておけば、米軍は、冒頭申し上げたように、たとえば有事駐留などで引き揚げた際、自衛隊はそのまま引き続いて使える、こういうような意図もあって、ばかりに新島の建設に意欲を燃やしている、そういう点はどうか考えられるわけですか。はたしてそうかと私がお伺いすれば防衛庁長官の立場からは、いやそんな意図は毛頭ございませんと、そういう答えになるうかと思っております。そこところはひとつ正直にあかしていただきたいと思っております。この点はいかがでしょう。

○国務大臣(増田甲子七君) 一九七〇年には改定し得る状態になる、一年の期限を置いてですよ。でございますから、正確に言えば、もし改定なり廃止を申し入れたとしても、それが行なわれるのは七一年末からでございます。そこで、有事駐留ということは、一つの安保条約の改定でございます。いまして、われわれといたしましては、与党自由民主党並びに政府は、安保条約の堅持ということをおっしゃるわけでございます。それが自動延長になるか、改定による延長になるかは、その点ははまだ未決定でございます。有事駐留とまいった場合は、もう安保条約改定だけは明瞭でございます。有事駐留のためにわれわれは改定をやるかという、ちよつとわれわれがその当時政権を担当しておると仮定いたして議論を進めさせていただきますが、有事駐留というのは安保条約改

定なんだという事で世間にPRしたときに、安保条約改定は困るといふような世論が出てくるのではないかと私は思っているのですよ。安保条約を改定しないことには有事駐留できないんですから、いじらないことには、ですから、これは改定でございます。ですから、なかなかいま自動延長と申している側も、一九六〇年の当時を忍ばず、これは内輪の対話として申し上げるならば、これは、この安全保障の効力が発揮された日米双方が認める時までは、この条約は有効に存続するという第一項に力を入れて、だが、しかし、「もつとも」という字でその次に続いているわけでございます。その「もつとも」以下よりも、原則のほうに力を入れるというのが自民党の中の有事駐留自動延長論者でございます。いざにいたしてしまつても、安保条約の堅持という立場で臨んでおられるから、引き揚げの際に自衛隊がそこを取つてかゝるうかという、そういうことは考えていないのでございます。あくまでも現在の安保条約に基づいて日本国が背負つておる施設並びに区域の提供という義務を果たすのが、条約というものは信義の原則によつて貫かれております。どの条約でもそうでございます。その条約に従ひまして施設並びに区域を提供する義務が日本政府にある。こういう立場で提供せんとするものでございませぬ。

○伊藤道雄君 いまお答えになったように、政府、自民党としては、七十年に安保改定でありまして、野党を中心とする多くの国民は安保廃棄をねらつておられるわけなんです。いま安保論議をする時間ではございませんから、その論議はさておきますけれども、廃棄になれば、当然米軍は撤退するわけでしょう。そうすれば、十歩譲つて安保改正になつても、有事駐留というふうなことになるかもしれぬ。こういうことは将来の問題です。それから、しかも、安保論議になると、一時間や二時間では済みませんので多くを申しませんが、われわれは少なくとも安保の廃棄をねらつておる。政

府、自民党は立場上いむゆる改正をねらつておるでしょう。そのいずれの場合でも、たとえば有事駐留になることがあり得るし、野党の熱望が通れば無条件で撤退する。その場合、米軍は、要は撤退した場合はそのまま仮定して申し上げたわけでございます。米軍が撤退すれば、自衛隊はそのあとを引き継いで使用するには新島が一番かっこうの地じゃないかという意味のことを伺つておられるのです。むろん、したがって、将来のことですから、前提が仮定になるわけですね。そういう考えが防衛庁にあるのではないかとこの点についてもお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(増田甲子七君) 現実の問題としてひとつ議論させていただきたいと思ひます。また答弁させていただきたいと思ひます。日米安保条約は現在存在しておられるわけがあります。それに基づいて提供せんとしておられるのが、まだ新島その他コンセンサスを獲得しておりませんが、提供せんとしておられるのが新島の提供された場合、現在でも、その予定地が提供された場合には、現在でも、現在でもといつても数年かかるといふわけでございます。その場合には自衛隊も射撃に使つてよろしいというふうな了解を米軍から得ておられるわけでございます。いまして、それから米軍が撤退後ということ、われわれは安保条約の堅持という立場で、しかも前提として答えろといつてもその後のことはまだ当分の間はちよつと答えにくいということになると思ひます。

○伊藤道雄君 まあ答えにくければ、この問題はいまの点が主眼ではございませぬから、後日にまた譲るとして、ここで結論的にお尋ねしたい点は、かようにして、どこにも新しく新たな射撃場をつくるという事は尋常な様ではできない。あるいは五年、十年かかるものでありませぬ。また五年、十年かかってもまだ了解が得られぬ。ことほどさうに反対が強いわけですから、そういうことになると、関係してくるのは水戸射撃場。水戸射撃場は新島にできれば大部分を返還して一部を残す、その一部に太田大泉が移ることになりま

すから、水戸の一部に移つた太田大泉の飛行場とは全的に返還になるわけですね。太田大泉はそういうことが実現するわけですね。新島で五年、十年問題が解決しない間は、水戸も、したがって、太田大泉もいまだに解決しないことになつておられる。そういうこと、冒頭申し上げた太田大泉飛行場を、国会の場でも一回大臣が確約したことがありますが、実行できないことになつておられます。これはしかたがないと思ひます。大臣とお考えか、これは容易でないと思ひます。大臣といふものは、それぞれ重大な責任があるわけですね。重大な責任のある立場で、しかも国会の場で公約されておられるのでございませぬ。ごさいわいのことはいろいろございませぬ。ごさいわいの山ばかし人口が一億も住んでいる。そういうところで米軍の要求するような広大な基地をつくらうとするのには日本に無理があるわけですね。だから、一番いいのは日本に無理があるのだから、土地があるのだから、そこでそういう特殊な訓練はやらせていただくわけですね。だから、当然の考え方として出てくるわけですね。だから、日本にそういうものを造つて自分で無理であり、そういうのを承知の上で施設は代替地を新島に選んだと思つて、そういうことになつたら、あつちにもこつちにも響いてくるわけですね。水戸の射撃場についても同様のことがいえるわけですね。あれができてから、いわゆる陸続きの東海村に原子力研究所ができる、非常に条件が悪くなつたわけですね。そこへ米軍の演習のための誤射、誤爆が相ついで起きた。そういうことで衆議院の科学技術特別委員会あたりでこれが問題になつた。そういうことも新島に移そうとする一つの誘因であらうと思ひます。そういうこともあつて、水戸はどうしても返還しなければならぬことになつたわけですね。太田大泉については先ほど来繰り返して申し上げているので、もうことばをはさみませんが、当然これも返還してしかるべき

です。にもかかわらず、将来かりに十年かかる、十年たつていから二十年の問題になるわけですから。これはただ申しわけないでは済まされぬ問題だと思ひますが、一体どうなさるつもりなんですか、水戸にする、太田大泉の問題にする。その点を最後にお伺ひして、本日のところの問題に対する質問を終わります。

○国務大臣(増田甲子七君) 国連憲章第五十一条に基づいて二国間もしくは数カ国間の安保条約が、アフリカとか、その国以外では大体において締結いたしてあります。中南米も米州機構というものがあつてあります。その基礎は国連憲章第五十一条でございます。日本の安保条約も同じく国連憲章の第五十一条に触れてはいます。いろいろなことをした場合には、国連憲章に基づいて安保保障理事会に報告しろというふうな規定があるわけでもございまして、NATO、ワルシャワ両安全保障関係におきまして、ソ連あるいは米国の軍事基地が西ヨーロッパ等にはたくさんあるわけでもございまして、現実の問題といたしましては、日米安保条約は二国間もしくは数カ国間の安保保障条約の一態様である。そこで安保保障条約に基づいて、アメリカに行つて練習してこい。それで、日本には練習はおらないで、ただ練習済みの者だけおれと言つても、これは無理な話じゃないかと、私は常識上考へておるわけでもございまして、そこで三沢には一三沢と横田と加えて一飛行師団であります。その一飛行師団のもので、岸・ハーター交換公文にいうわゆる常時配置という、その配置という姿でおるわけですから、配置という姿でおるからには、相当の演習もして日本におつて、そうしてその存在によつて、その訓練によつて戦争を防止できる、日本国民の平和と安全、生命、身体、財産を守り得る、危険に対処できる、こういう精強なる部隊として米軍にもいてもらふということが、信義の上からいってわれわれの、というのは、日本国の、条約を結んでおるのは日本国でございますから、日本国といへば政府になります、その政府というのは、広

義の政府は行政府であり、立法府であり、司法府である。狭義の政府は行政府であるわけでもございまして、施設を一飛行師団に一方所ぐらゐは提供する。三沢は一飛行師団でございますが、両方の飛行師団を加えて一飛行師団になるわけですが、一方所ぐらゐ出さないで、アメリカへ行つて練習して、そして日本に来てやつたらいいじゃないかというふうなことは、ちよつと無理な注文で、ちよつとわれわれとしては申し上げかねます。また良識ある国民の皆さまも、一つの基地くらいはやつて、そうして得るところが大きければいいじゃないか。関東平野において得るところはきつめて大きいわけでもあります。三百五十万坪が解放されるわけでもございまして、五年、十年かかるなどと言わずに、やはりかけ声は五年、十年などということをおつしやいますと、政府側も長官もたびたびかわりますが、のんきになつてしまふといけませんから、やはり二、三年ということにして、そして太田大泉の飛行場を早く返して、わが群馬県のために、わが茨城県のために、わが施設片が三年かかるといふことをほんとうは言つておりますが、あなたは五年、十年と言つておられますが、これは三年かかるといふことはコンセンサスを待たれ、工事をしたりする関係で三年かかるといふのは二年半ぐらゐになるかもしれません。二年、二年ぐらゐでやるといふふうには防衛庁においては指示をいたしておるようなわけでもございまして。

○伊藤頭道君 なかなかもつて、この太田大泉飛行場返還問題に関する限り、この問題に関する限り、私は防衛庁当局を少しも信頼してないわけですね。なぜならば、赤城さんをはじめ歴代の長官が期日を明確にして約束をしてくれている。いま私は五年、十年かかってもまだ解決せぬだらうと言つたら、三年としておきたいと言つたところで、防衛庁長官が言われるのだから信頼できないわけ

す。赤城さんも三十四年の十二月に、おそくも明春三月までには返還できるようにいたします。明春三月だから、三十五年の三月にはおそくもです。おそくも、ここに重点があるわけでも、おそくも三十五年三月。それがもう四十二年でしよう。そういうふうな歴代の防衛庁長官は、太田大泉飛行場返還に関する限り、信頼はおけない。もうこれは理屈じゃない。歴代の長官がみな約束をしてくださった。したがつて、ここで新島射撃場が、伊藤は五年、十年だけれども、まあ三年、二年半ぐらゐでできるかしらん、まあ三年にしておきたい。これはそういう希望的観測はできても、そんななまやさしい問題じゃないということをおきたい。したがつて、そういう問題もさることながら、新島が進行できなければ、水戸の射撃場が移れぬわ、水戸が移らぬと太田大泉も移らぬ。その経緯はわかり過ぎるくらいわかっている。それはわかつておられますけれども、国会の場で大臣が約束をしたのでしようが、それが十年かかつてまだ解決しないのは、一体これはどうなさるかということをおきたい。これを最後に伺ひたい。これは、申しわけございませんで済まされぬ問題だと思つておきます。この一点だけ、本日についてはお伺ひしておきます。

○国務大臣(増田甲子七君) 従来、赤城さん以下、ほとんど赤城さんの約束を踏襲して約束をして責任があると、私は感じております。そういう点につきましては、御期待に添ひ得なかつたことは遺憾に存じます。

そこで、陳謝をいたしましてお願いをいたしますことは何でございますが、ひとつお願いがございまして、群馬県の国会議員、知事さんが超党派的に、また、茨城県の知事、国会議員が超党派的に東京都のほうへも頼んでいただきまして、五年、十年というのを三年ぐらゐにして、そうして迷惑を受ける方もございまして、できるだけ迷惑を減らしたがつてむしろ福音に、災いを転じて福となすというふうな方向で政府を督励しているか

ら、よろしく頼むということを、ひとつ伊藤先生もよろしく御協力をいただきたい。

○伊藤頭道君 それはお話にならぬわけですね。なほ太田大泉は群馬県の問題で、私は群馬県です。だから、この問題にも、特に地元の問題でもあるし、率直に申し上げますが、取組んできたわけですね。しかしながら、群馬県の議員であるという立場はまた日本人であるわけですね。日本人としての立場を私は忘れたことはない。そういう意味で、太田大泉以外ならどこへ物資投下訓練を持っていつてもいいとは、一言半句も言つていないわけですね。人さまの、人間の迷惑にならぬところ、危険にならぬところ、そうして地元が了解するところ、そういうところを指定しているわけですね。私はもう太田大泉以外ならどこへ持つていってもけつこうだといふことは言わぬわけですね。それは、なるほど群馬県とすれば太田大泉が全面返還になれば群馬県の大きな利益になります。なりませぬけれども、それが犠牲を伴うようでは相ならぬという考え方は、日本人として同時に持つておるわけですね。だから、そういうことを両者相配慮するとなかなかわづかしい問題で、したがつて、いままで未解決で来たと思つておる。したがつて、群馬県以外をあげて要請している。伊藤もひとつその方面に頼んでくれといわれても、新島の問題を含んでおるわけですね。したがつて、私としても、そういう論へ同調するか、しないかなんていうことは、おのずから明白になつてくると思つておる。おわかりですか。それはとにかく、お互いに立場はありますけれども、私の立場もいまま言つた群馬県人として申し上げます。また日本人としての立場を捨てないわけですね。まあこの問題は、本日はこの程度にしておきます。

○委員長(井川伊平君) 本件につきましては、本日はこの程度にいたします。本日は、これにて散会いたします。午後四時九分散会

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。
〔予備審査のための付託は三月一日〕

一、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願（第三三三三号）（第三三三三号）（第三三三三号）

一、公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願（第三四〇一号）（第三四〇二号）（第三四〇三号）（第三四〇四号）（第三四〇五号）（第三四〇六号）（第三四〇七号）（第三四〇八号）（第三四〇九号）（第三四一〇号）（第三四一一号）（第三四一二号）（第三四一三号）（第三四一四号）（第三四一五号）（第三四一六号）（第三四一七号）（第三四一八号）（第三四一九号）（第三四二〇号）（第三四二一号）（第三四二二号）（第三四二三号）（第三四二四号）（第三四二五号）

一、旧軍人の恩給に関する請願（第三三三八号）

第三三三七号 昭和四十三年三月二十九日受理
公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願
請願者 熊本県飽託郡飽田村大字八分字二九八ノ一 上田安孝外五千百七十七名

紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第三三三三三号 昭和四十三年三月三十日受理
公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願
請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛媛県建設技術協会内 信田正雄 外三千九百六十六名
紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第三四五一号 昭和四十三年四月二日受理
公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願
請願者 長野市大字南長野字幅下六九二ノ二長野県建設技術協会内 小川一 外九千八百三十六名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第三四〇一号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島県始良郡隼人町坂城二、五一九 岡元宏典外四十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四〇二号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島市吉野町二四一 猪俣瑞生 外五十六名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四〇三号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島市鴨池町三六二 福山銆造 外四十九名
紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四〇四号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 広島県安芸郡倉橋町八九四 喜多村俊夫外五十名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四〇五号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島県指宿市西方二、八七五尾上方 福原博幸外四十八名
紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四〇六号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島県国分市上小川二、二六〇 小出水正孝外四十九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四〇七号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島県阿久根市波留六二二ノ二 川崎利心外五十一名
紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四〇八号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 新潟県村上市大字岩船一、九〇四 菅原松雄外五十一名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四〇九号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島市吉野町二、二七〇 伊集院久文外五十二名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一〇号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 長崎市銭座町三ノ三 篠崎勝義外四十九名
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一一号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 広島県甲奴郡上下町字上一、〇五七ノ二 滝口忠一外四十九名
紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一二号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 静岡県引佐郡細江町気賀一、〇五内 伊藤敬一外五十名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一三号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 静岡県引佐郡三ヶ日町都築一、〇九三 加藤英夫外五十二名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一四号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 熊本市新生町三〇ノ八 渡辺馨外五十二名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一五号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島市鴨池町一、〇七〇ノ一 上野嘉明外五十二名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一六号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島県加世田市益山八、二七

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

九 木場達雄外四十九名
 紹介議員 羽生 三七君
 この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一七号 昭和四十三年四月一日受理
 公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
 請願者 広島県神石郡三和町大字高蓋甲四
 一六〇二 的場利通外四十九名
 紹介議員 藤田 進君
 この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一八号 昭和四十三年四月一日受理
 公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
 請願者 静岡県小笠郡小笠町下平川一、九
 〇四〇一 園田嘉津男外四十九名
 紹介議員 藤原 道子君
 この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一九号 昭和四十三年四月一日受理
 公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
 請願者 長崎県松浦市志佐町浦免一、〇五
 二 川久保岩夫外四十九名
 紹介議員 前川 且君
 この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二〇号 昭和四十三年四月一日受理
 公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
 請願者 長崎市滑石町二、〇二二 本田秀
 夫外五十名
 紹介議員 光村 甚助君
 この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二二号 昭和四十三年四月一日受理
 公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
 請願者 新潟県中頸城郡大潟町大字潟町三
 三七〇七 吉田浩外四十九名
 紹介議員 村田 秀三君
 この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二二二号 昭和四十三年四月一日受理
 公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
 請願者 鹿児島市薬師町六四亀田アパート
 内 原田幸子外四十九名
 紹介議員 森 勝治君
 この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二三号 昭和四十三年四月一日受理
 公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
 請願者 長崎県諫早市小船越町五七一 石
 橋雅之外五十一名
 紹介議員 森中 守義君
 この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二四号 昭和四十三年四月一日受理
 公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
 請願者 岐阜県益田郡萩原町奥田洞一
 五 今井利長外五十二名
 紹介議員 矢山 有作君
 この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二五号 昭和四十三年四月一日受理
 公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
 請願者 静岡県沼津市大岡上石田二、六八
 九〇一 小川喜久外四十八名
 紹介議員 大和 与一君
 この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四三八号 昭和四十三年四月一日受理
 旧軍人の恩給に関する請願
 請願者 茨城県那珂郡大宮町村石九四九軍
 恩会大宮町支部内 富山清外二百
 六十一名
 紹介議員 郡 祐一君
 旧軍人及び遺族が多年請願陳情をしている未解決
 の左記事項について実現を図りたい。
 一、恩給法第二条の二に基つき仮定俸給年額を改
 定すること。
 二、加算年を旧文官と同様にすべて恩給年額の計

算に算入すること。
 三、仮定俸給年額の号俸格付けを旧文官なみに引
 き上げること。
 四、一時恩給の年限を現在職連続三年に是正する
 こと。
 五、旧海軍特務士官等の仮定俸給年額を是正する
 こと。
 六、旧法に定められていた各種の職務加算を復活
 すること。
 七、抑留加算を南西諸島等にも適用すること。
 八、戦犯拘禁期間はすべて在職年に算入するこ
 と。
 九、海外抑留者はすべて帰国の日に退職したこと
 とすること。
 十、公的資料なき者に対する履歴の認定は、戦友
 等の正当な証明によることとする。

第八号中正誤	ハシ 段行 誤	付託	正
第十号中正誤	ハシ 段行 誤	行政	正
	二 二二 行制	今度	再開
	三 三二 今後	再会	解決
	七 三三 再会	解決	伊藤順道君
	八 三三 伊藤順道君		

昭和四十三年四月二十四日印刷

昭和四十三年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局